

カツオ漁業史の一齣

——宮崎・長崎・熊本県の場合——

片岡千賀之*

One Scene of History of Skipjack Fishery —In Case of Miyazaki, Nagasaki and Kumamoto Prefectures—

Chikashi KATAOKA

Abstract

There are two types of development process of fisheries in Japan. One is imported from Europe or U. S. A. e. g. trawl, purse seine and whale fisheries, the other is the traditional one which existed from olden times. Both of them had been related complexly, so underwent the capitalistic development in particular.

The skipjack fishery is the typical one belonging to the latter type, therefore the analysis of its development process is so important in the recognition of not only skipjack fishery alone but also the fisheries as a whole in Japan. The present study analyses the fisheries of Miyazaki, Nagasaki and Kumamoto prefectures, especially from the view point of the transition of social division of labour and the distribution of catches to crewmen in case of skipjack fishery.

目次

I. 序論	157頁	III. 宮崎県	165頁
1. 課題	157頁	IV. 長崎県	177頁
2. 概観	159頁	V. 熊本県	193頁
II. 福岡・佐賀・大分県	164頁		

I. 序論

1. 課題

本稿は九州中・北部諸県におけるカツオ漁業の展開軌跡を明らかにしようとするものである。これら諸県のうち、福岡・佐賀県ではカツオが混獲されることはあっても、カツオ漁業はついに一度も発生をみなかったといつてよいし、大分県についても明治前期末までにほぼ消滅したので、本論では極くわずかふれられるにすぎない。長崎・熊本県は明治末の漁船動力化以前まで、宮崎県ではそれ以降も日本カツオ漁業全体の中で、中心とはなりえなかったとしても一定の地位を占めてきた。

周知の如く、カツオ漁業史については伊豆川浅吉氏による『日本鯷漁業史 上・下』（1958

* 鹿児島大学水産学部水産環境社会学研究室 (Lab. of Fisheries Environment and Sociology, Fac. of Fisheries, Kagoshima Univ.)

年)が沖縄を除く全国を網羅しているが、上記諸県についてはほとんどふれられていない。また、その著作はカツオ漁撈工程にほぼ限定されて、それと直接に接続する餌料採捕、カツオ節製造およびその販売に関しても対象外となっている¹⁾。

さらに、この地方におけるカツオ漁業に関する記述は県史・市町村史等の地方史誌に散見されるが、あまりに断片的で全体的にその趨勢を窺知することは困難である。

本稿はそうした意味では、社会的分業の視点(労働過程の分化と主産地の形成過程)をもって、この地方のカツオ漁業史研究の空白を補填すると同時に、具体的事実をもって、従来の「通説」に対する若干の疑問を提示することを企図している。

ただし、それはこの地方史研究からくる限界(地域特性と亜流的存在)がため、本稿では一般化し、普遍化することを避け、別稿のための素材提示にとどまる。

とはいえ、各地方のカツオ漁業の動向は、全体のそれに規律されることは言うを俟たないのであって、各県別の記述に入る前に全国のカツオ漁業の発展過程を時期区分し、各時期の主要な特質を指摘しておくことは、各論の理解に大いに役立つはずであり、課題そのものも明確になると考えられるので、以下素描しておく。

戦前までの時期区分は5段階に分けることができる。

1) 藩政時代

日本でカツオ漁業が勃興し、稍々盛んになるのは江戸中期の元禄・享保期とされるが、それ以降明治初年までの約170年間を一括するのは問題であるが、資料的制約からして現時点ではやむを得ないところである。勃興時の担い手、運営の封建的諸関係、諸規制の実態解明がまず望まれる。漁撈・製造方法そのものは明治前期と類似していると考えられるので、その低生産力水準での停滞・単純再生産を編みだすところの封建機構の解明が重視されるべきであろう。

2) 明治初年より無動力沖合化の始まる20年代までの漁業秩序再編期

これまでしばしばカツオ漁業史のみならず漁業史一般においても明治初年から明治末の漁船動力化までが連続して扱われてきたが、それは明治20年代から整序される漁業統計では明治末まで漁獲量が停滞的に推移していることを根拠としている場合が多い。だが、たとえ漁獲量の変動という量的変化はなくとも質的(漁法、漁業者)転換はありうる。否、往々にして質的転換期には衰退していく旧漁業と隆起してくる新漁業による漁獲量総和は変動しないものである。

本稿では日清戦争前後をもって進展する無動力沖合化が質的転換を象徴していると考えている。この時期には明治初年の諸改革を契機に封建的漁業秩序が崩壊し、農民層の漁業への大量進出がみられ、酷漁濫獲、漁獲競争・漁場紛争が激化し、加えて松方デフレによる親方制経営の零落と他方における新しい生産関係、経営方式をとるカツオ漁船の出現といった船主層の再編成がなされる。

漁業秩序の再編過程は次の段階への移行を準備するが、その移行論理は『水産博覧会審査報告』によれば、濫獲・漁場攪乱によるカツオの沿岸来遊の減少、遊泳区域の変化による漁獲減退と交通の発達による消費市場の拡大、明治20年代の経済好況による消費需要の増大という相矛盾する動向の解決策として必然的に新漁業者による漁船の大型化・漁場の沖合化という形で進展する²⁾。

3) 明治30年代から漁船動力化の始まる明治末まで

この時期はカツオ節が資本主義的商品流通の渦中に巻きこまれることに対応して、無動力船での漁場沖合化＝県外出漁が一般化する時期であって、カツオ漁業体系の転回、すなわち技術的には餌料網の麻苧製から綿糸網への転化と小型化（運用に至便な）または漁撈との分離、餌料蓄養技術、出漁先での製造といった沖合漁業技術体系の確立をみ、生産関係では船頭制の抬頭、賃金体系の変更がみられる。カツオ漁業地も漁場条件に恵まれているというだけでなく社会的条件をも具備することが求められるようになり、選別集中化が激化する漁獲競争を通じて進展する⁹⁾。

4) 大正年間から昭和恐慌期までの動力漁船の普及する時期

漁船動力化は漁場を沖合から遠洋に拡大し、餌料採捕とカツオ漁撈とは決定的に分離し、魚市場の整備と相まって漁製分離も進行する。漁業地の選別集中化は一層前進し、カツオ漁業地は漁村から漁港へ成長し、そこでは餌料供給、市場、給油、製氷、造船、金融機関等の諸施設が整備され、賃労働者が集積するようになる。カツオ漁業経営は資本家的経営となり、船頭制の確立を通して近代的賃金体系の成立をみる。漁獲量の増進に伴って、カツオ節製造技術の改良、製造者の階層分解が進行する。

5) 昭和初期より第二次大戦まで

漁場狭隘化が顕現し、一部で漁船の大型・鋼船化・高馬力化によって南方漁場の開拓・進出が国策と併行してすすめられる。だが大半は昭和恐慌を契機に規模の縮小か没落を余儀なくされ、一時労働強化による漁獲量増進はみられたもののその後の軍事経済統制によって沈滞、第二次大戦による皆滅的打撃へのコースをたどる。

2. 概 観

上記の如く、全国的なカツオ漁業の展開の中で、九州中・北部のカツオ漁業は漁場・資本・労働力において幾多の地域的偏差を帯びながら盛衰・興亡をとげていく。その具体的様相を述べるに先だち、いくつかの統計を掲げ、後述の便を供する。

まず日本で最初の漁業調査とされる明治24年の『水産事項特別調査』によって、当該地方のカツオ漁業の実勢をみる（表I-1）。

カツオの漁獲は一本釣り漁法のみでなく、各種網によってもなされるが、この地方ではカツ

表 I-1 明治24年、各県別カツオ漁業の実勢

	カツオ釣り漁 船隻数	カツオ漁獲高 (千貫)	カツオ漁獲高 (千円)
長 崎 県	51	572.5	98.8
大 分 県	29	93.0	3.8
佐 賀 県	—	1.8	1.4
熊 本 県	28	169.5	40.7
宮 崎 県	470	265.7	79.9
全 国	6,818		1,902.1

(注1) 農商務省水産局『水産事項特別調査・上』（明治27年）より

(注2) 福岡県は漁獲皆無なので省略

オを主目的とした網漁法はついに発達しなかったので、漁獲量の大部分は釣獲されたとみなしてよからう。

そのカツオ釣り漁船隻数は宮崎県が抜きんでており、長崎・大分・熊本県はかなり劣っている。福岡・佐賀県にはカツオ漁業はみられない。カツオ漁獲高からすれば、長崎・宮崎・熊本・大分県の順となり、漁船隻数の順位とかなり様相を異にする。両者が比例しないのは、地先漁場の豊度差、漁業規模（漁船の大小、乗組員数の多寡、漁場範囲の広狭で示されるものの）の違いを窺わせる。1隻あたりの漁獲高は長崎県が圧倒的に高く（長崎県は好漁場に恵まれ、したがってマグロ・ブリ大敷網でも相当の混獲をみるほどで、かつ漁業の大型化が早くからあらわれていたことによる）、次いで熊本・大分県が高い水準にある。宮崎県の漁獲能率は全国平均以下である。日向灘、豊後水道での小規模なカツオ漁業は、明治前期のカツオの沿岸来遊の減少とともに衰退するか（大分県）、漁場「沖合化」・他県出漁（宮崎県）に転換する。漁獲高の順位はカツオ節製造高にほぼ反映される（表 I-2）。

表 I-2 カツオ節製造高 (千貫)

	明治24年	明治25年	明治26年	明治27年	明治28年	明治29年
長崎県	103.0	76.3	78.2	85.1	89.4	61.8
大分県	1.4	21.3	0.3	0	2.0	1.8
熊本県	29.9	29.9	20.4	18.2	23.0	28.0
宮崎県	44.6	91.5	69.0	18.5	9.5	26.9
全 国	1,308.4	1,634.5	1,742.7	1,518.7	1,366.6	1,094.5

(注1) 明治24年は、『水産事項特別調査・上』、25年以降は『第二回水産博覧審査会報告』より

(注2) 福岡・佐賀県は製造高皆無のため省略

九州各県のカツオ節製造量の対全国比は、カツオ漁獲量のそれに比べると一般に高い。それはいうまでもなく、大都市と懸隔しているので鮮魚市場が狭隘なためである。ただ、戦時中は軍需缶詰用としての需要が高まるので、カツオ節へふり向けられる割合は減少する。

全国的にみても、また九州のみに限っても26年以降のカツオ節製造量の遞減があらわれるが、それは自然的豊凶とか、カツオが沿岸にまで来遊することが少なくなって、在来船での捕獲が困難になったといった供給側の理由と同時に、需要側の事情に基づいて引き起こされたためであろう。水産物の品質特性から古くから展開している水産物の商品化は日本資本主義の成立以降激成され、その結果カツオ漁業あるいはカツオ節製造の動向は日本資本主義そのものによって直接的に規律されるに至るのである。

日本最初の発動機付漁船は明治39年静岡県水産試験場の試験船「富士丸」であるが、爾來動力機関の種類や発動機製造所に幾多の変遷を孕みながら、急速に各地・各種漁業に伝播していく。漁船動力化の最初がカツオ漁業試験船であったように、初期の動力漁船のほとんどがカツオ船か鮮魚運搬船であった。表 I-3 で、福岡および長崎県の動力船の大半は運搬船であり、上記諸県のうち宮崎県だけがカツオ漁船の動力化（とはいっても大正6年27隻のうち21隻までがマグロ延縄との兼業船である）を序々にではあるが進展させているにすぎない。

表 I-3 発動機付動力漁船隻数の推移

	明治40年	明治42年	明治44年	大正2年 ()内はカツオ船	大正4年	大正6年 ()内はカツオ船	平均馬力
福岡県	—	4	8	11 (0)	11	18 (0)	20.2
大分県	—	—	—	1 (1)	5	11 (0)	22.3
長崎県	—	5	13	13 (8)	11	40 (4)	24.3
佐賀県	—	—	2	1 (0)	—	1 (0)	5.0
熊本県	—	—	—	3 (2)	1	3 (0)	17.0
宮崎県	3	9	14	15(13)	29	33(27)	26.6
全 国	21	198	828	1,674(1,300)	2,511	3,180(985)	17.6

(注1) 大正2年は田島達之輔「発動機付漁船の現況」『大日本水産会報 No. 382』(大正3年7月),
 そのほか石原虎司「発動機付漁船の現況及所感(一)」『水産界 No. 431』(大正7年8月)より
 (注2) 大正6年のカツオ漁船のうちにはマグロ漁業との兼営(宮崎県, 全国), サンマ漁業との兼営
 (全国)を含む。

長崎・熊本県の如き以前相当盛んであったカツオ漁業地は漁船動力化の過程で決定的な後退を余儀なくされている。この時期に九州中・北部の脱落, 九州南部および沖縄地方へのカツオ漁業の集中化がドラスティックに進行するのである。

漁船動力化の始まる明治末前後の各県別カツオ漁獲量およびカツオ節製造量の推移をみると, 全国的には各年毎の変動と, 府県別消長が平均化されて判別はしがたいが, 漁船動力化によって漁獲量の増加, したがってカツオ節製造量の伸長がみられるとしてよい(表I-4)。

九州では漁船動力化を先駆的に推進した宮崎県がカツオ漁獲高を増大させるが, その水揚げが鹿児島県へかなり流れるためカツオ節製造量の増大にはつなげていないという特徴がある。大分県のカツオ漁獲は網漁法によって混獲されたものであって, カツオ節加工は微量にすぎない。長崎・熊本県ともこの時期漁船動力化を果たせず, 衰退の一途をたどる。明治期までの地先・沖合漁場の豊度はその重要性を喪失していき, 動力漁船による操業形態に適合した諸

表 I-4 カツオ漁獲量およびカツオ節製造量(千貫)

		明治38年	明治40年	明治42年	明治44年	大正2年
全 国	カツオ	11,185	8,808	13,741	13,192	11,275
	カツオ節	2,540	1,628	1,941	2,160	3,101
佐 賀 県	カツオ	0	0	2	2	2
	カツオ節	0	1	2	—	—
長 崎 県	カツオ	468	227	607	330	352
	カツオ節	195	82	157	85	107
熊 本 県	カツオ	29	37	10	11	13
	カツオ節	8	8	13	5	9
大 分 県	カツオ	25	14	55	46	40
	カツオ節	0	1	1	4	3
宮 崎 県	カツオ	58	88	139	161	164
	カツオ節	50	28	20	35	32

(注) 農商務省水産局『大正三年水産年鑑』より

条件を具備した地域へと主産地が移動していく。

次掲表 I-5 は昭和 6 年末の全カツオ漁船勢力をまとめたものである。

当時、福岡県はカツオ漁業は皆無であり、佐賀県も藤津郡浜町に 2 隻あるものの 6 馬力の石油発動機を据えつけた 3 トンの漁船でカニ・カツオ網を操業していたにすぎない。大分県には 7 隻のカツオ流網があり、うち 6 隻は大分市に所属するが、いずれも 5 トン未満船に 5～8 馬力のモーターを取り付けた零細なものである。カツオ漁業と呼ぶものは熊本県の天草郡牛深町にある 5 隻のカツオ釣り漁船でこれは比較的規模も大きく、セミ・ディーゼル機関も取り入れられている。

表 I-5 昭和 6 年末カツオ漁船勢力 (隻)

郡	町村名	隻数	う ち			漁船トン数					
			カツオ 釣り	カツオ イワシ	カツオ マグロ	～5未	～10未	～20未	～50未	～100未	100～
東臼杵	南浦村	10		10			4	6			
	土々呂	1	1							1	
	伊形村	7	1	6			5	2			
	門川町	49	49			13	23	9			
宮 崎	青島村	2	1		1		1	1			
	内 海	6	6				6				
南那珂	鷯戸村	2			2		1	1			
	油津町	23	18		5		17	1			
	細田村	27	9		18		15	3	7		2
	都井村	1	1				1				
	北方村	1	1					1			
	福島町	1	1					1			
宮 崎 県 計	130	88	16	26	13	73	25	8		2	
長 崎 県 計	30	30			22	6	2				
熊 本 県 計	5	5				1	3	1			
大 分 県 計	7				7						
佐 賀 県 計	2				2						

(注) 農林省水産局『動力付漁船々名録』より

(注) 福岡県は皆無なので省略、大分県は全てカツオ流網、佐賀県はカニ・カツオ網となっている。

長崎県にはカツオ漁船が 30 隻あり、北松浦郡小値賀 (5 隻)、値賀村 (25 隻) に集中しているが、いずれも 5 トン未満船に 10 馬力前後の石油発動機を据え付けた零細なものである。

宮崎県は九州中・北部で最も盛んであり、県下に 130 隻のカツオ船を数えている。中心地は北部・東臼杵郡と南部・南那珂郡とに分かれ、各々性格を異にする。東臼杵郡の方はイワシ漁業 (棒受網あるいは八田網) と結びつき (表では門川町の場合は兼業されているとしていないが誤り、また同町 49 隻のうち 43 隻までが赤沢伊太郎所有であるとしているが、これも誤りであろう) 規模は 10 トンクラス、20～30 馬力のものが主体をなし、南部に比べ相対的に小規模、沿岸漁撈の性格が強い。南部の中心地は油津町および細田村である。油津町の方がカツオ釣りに重点があるのに対し、細田村の方はマグロ延縄との兼営が一般的である。そして、マグ

口延縄の方が漁船規模も大きく、30～50トン、50～100馬力の漁船がかなり存在する。また、一部に200・230トンといった大型鋼船まで輩出している。

この期のカツオ漁獲高・カツオ節製造高の動向は、カツオ漁船の動向を如実に投射しているということが出来る（表I—6）。

表 I—6 カツオ漁獲高、カツオ節製造高の推移（千貫）

		昭和5年	6年	7年	8年	9年
全 国	カツオ	18,344	21,425	17,906	20,616	22,645
	うち沖合・遠洋	15,377	18,394	14,251	17,374	18,385
	カツオ節	1,795	2,527	2,076	2,166	2,541
福岡県	カツオ	1	4	3	12	12
佐賀県	カツオ	18	20	21	31	20
長崎県	カツオ	159	168	164	156	94
	うち沖合・遠洋	32	35	18	46	7
	カツオ節	5	10	6	16	6
熊本県	カツオ	6	6	17	25	16
	うち沖合・遠洋	—	—	—	7	—
	カツオ節	1	1	6	6	5
大分県	カツオ	56	124	30	19	23
	カツオ節	1	1	2	1	1
宮崎県	カツオ	494	627	539	700	527
	うち沖合・遠洋	377	448	312	394	289
	カツオ節	35	42	44	50	52

（注） 各年次農林省統計表より

（注） 全国の沖合・遠洋カツオ漁獲高にはカツオ釣り漁船によらないものが若干（3～5%）含まれる。九州各県では全てカツオ船で漁獲されるとしている。沿岸カツオ漁獲高には無論各種漁法のもものが合計されている

全国的にはこの期間カツオ漁獲高およびカツオ節製造高ともに累増していくのは漁船数の減少にも拘らず、漁船規模の拡大によるものであることは、漁獲高に占める沖合・遠洋ものの比重が80～85%を占めるまでになったことでも立証される。

福岡・佐賀県は沿岸カツオ漁獲高のみでカツオ節製造はみられない。大分県も沿岸カツオだけであるが、極微量ながらカツオ節加工がみられる。漁獲高・製造量ともに全体として大きな変化がみられないとして差支えなからう。

長崎県の場合漁獲高は遞減しているが、その減退分は沖合・遠洋カツオ漁業の不振に負う所が大きく、漁船規模の縮小に対応する。

上記諸県はいずれも沿岸カツオばかりかあるいはそれが中心であるが、宮崎県のみは沖合・遠洋ものが過半を制する。とはいっても全国でみた比重に比べれば著しく劣る。漁獲高の変動が少ない点と合わせて宮崎県のマグロ漁業との兼営による規定が強く作用し、専業化——大規模化——沖合・遠洋の比重増加といったコースに乗り切れない姿を読みとることができる。

昭和期に入れば、九州のカツオ漁業は鹿児島・沖縄・宮崎地方への集中化が最終的に完了したことを知らしめる。

II. 福岡県・佐賀県・大分県

前章の若干の統計から明らかなように、福岡・佐賀県にはカツオ漁業は皆無または皆無に近い状況であった。明治36年、下啓助は当時のカツオ漁業地を

「……南は沖縄県より北は北海道に及び、全国沿海の地は殆んど漁獲製造せざるの地なきが加し……」とした上で

「而して全国沿海府県中、鯨の漁獲なきは岡山、広島、福岡の三県にして、鯨節の製造なきは大阪、兵庫、新潟、山形、広島、山口、香川、福岡、佐賀の一府八県とす」と述べている⁴⁾。

福岡県はカツオそのものの漁獲がなく⁵⁾、佐賀県は多少の漁獲はあっても節加工に供されないとしている。節加工が行なわれないのは、漁獲量が僅少、したがってカツオ漁業専門業者が存在せず、他漁法によって混獲されるにとどまったせいであることはいうまでもない。両県共カツオ漁場に恵まれなかったのである。

大分県についても明治32年の『水産博覧会審査報告』ではカツオ漁業はないとしている。「東南海岸ニ瀕スル地方ニシテ鯨漁ヲ営マサル県ハ大分、愛知ノ二県トス、大分県南北海部ノ二郡ハ日向灘ニ沿ヒ東南土佐海ニ接スルヲ以テ将来鯨漁ヲ起スニハ好地位ニアリ」⁶⁾ この記述は前記下啓助の観察と齟齬するが、なおこのことはかつて大分県にカツオ釣り漁業が存在したことを否定しているわけではない。豊後・大分県に古くからカツオ漁業のあったことは、「延喜式」に「堅魚」の貢進地として志摩・駿河・伊豆・相模・安房・紀伊・阿波・土佐・日向と並んで豊後の名があり、近世の「本朝食鑑」にカツオ節製造地として土佐・紀伊・阿波・伊勢・志摩・遠江・駿河・伊豆・相模・日向とともに豊後が列せられていることでも知られる。しかし多少とも内容が判明するのは明治初期のことで『大分県水産誌』によれば、

「真鯨漁業トシテハ明治初年頃迄南海部郡蒲江町ノミニ盛ニ行ハレ節モ又相当ニ産出セシカ明治十五、六年頃ヨリ餌料ノ供給至難ナルト漁場ノ沖合ニ遠カリシ為メ収料少ク漸次衰退シ現今（大正4年……引用者）ハ全ク其跡ヲ絶ツニ至レリ然レトモ米水津湾、佐伯湾及豊後湾ニアリテハ八、九月ノ候狐鯨、目近鯨ノ洄游群来スルヲ以テ揚繰網、地曳網、張り揚網、流網ヲ使用シ漁獲ス」⁷⁾ と記されている。明治24年、豊後水道では小ガツオとして

「すま、をぼそ、めぢかノ三種アルノミまがつをハ水道内ニハ来ルコトナシ漁期ハ四月ヨリ九月ノ間ニシテ釣網共ニ用フ」、豊後水道外海では「其漁法まがつをハ各地悉ク釣漁ニシテ……他種ノかつをハ各地共ニ釣漁ヲナセドモ大敷、地曳等ノ網漁モ多シ」⁸⁾ となっている。また、前掲『水産事項特別調査』ではカツオ釣り漁船29隻が記録されていることから、釣り・網漁法とも当時はまだ相当盛んであった。しかし、「明治十五、六年頃ヨリ餌料ノ供給至難」となり、漁場沖合化も困難であったためカツオ釣り漁業は次第に消滅していき、その後は湾内で季節的に来遊する小ガツオを網で漁獲するにとどまり⁹⁾、したがってカツオ節加工は継承されたが、量的には問題とするに足りない。

沖合でのカツオ網漁法（旋網）が大正13年に試験されたが失敗に終わっている¹⁰⁾。このように大分県のカツオ漁業は明治前期の漁業秩序の混乱、再編期に衰退し、以後は沿岸網漁法だけになっていくのである。

III. 宮 崎 県

宮崎県のカツオ漁業史については、前に筆者が発表したところなので¹¹⁾、本稿ではその後蒐集した資料を中心に、前稿の若干の修正を行ないながら、特に大正期以前の発展過程の精密化をはかる。大正期以前に集中するのは、前稿で比較的手薄であったためと、長崎・熊本県と歩調を合わせてのことである。宮崎県カツオ漁業史の全体的な流れと構造は前稿で与えておいたので、それを前提に論述をすすめる。

1. 藩政時代

日向地方では古くから沿岸カツオ漁業が行なわれていたことは既に述べたところだが、内容の判明する幕末期についてみると、飢肥藩では藩専売制がとられ、他藩でも船株、釜株、餌場での他漁業の禁止・制限といったツンフト規制下におかれていた。封建的漁業秩序のもとで漁獲は低位ながらも相対に安定していたものと思われる。前回提示しなかった資料をまず掲げておくと、

(1) 飢肥藩での藩専売制

「鯉節ハ同藩（飢肥藩……引用者）第一ノ物産ナルヲ以テ漁船製造用材ハ藩庁ヨリ年賦ヲ以テ払下ゲ鯉節ハ悉皆之レヲ買上タリ鶴戸村ニ在リテハ新造漁船ヲ許可シタルトキハ其用材ハ無代価下渡セリ然レドモ船株ニ定数アリテ其以外ハ許可セズ 又釣得タル鯉ハ漁業取締役問屋立会其数ヲ検シ之ヲ製造人ニ渡シ其売上高ヲ五等分シ別当、製造人、仕登料、船主、取締役ニ分配セリ」¹²⁾

(2) 株主（船主）と漁夫との関係

「維新前ハ各漁村鯉釣漁船ニ制限ノ株数アリテ濫リニ増加ヲ許ルサズ且株主ニ属スル釣子ハ祖孫数代相替ハラズ 若シ釣子ノ家ニ於テ男児ヲ生セバ株主ハ其幼児ヨリ相当ノ扶助ヲ与エ漸ク長ゼバ船中ノ雑事ニ役シ己ニ長ジテ一個ノ釣子トナリ終ニ船頭トナルニ至ルマデ一切株主ニ隷シ其情主従ノ如シ……動モスレバ株主ノ擅横トナリ漁利ノ分配等ハ常ニ釣子ニ不満足ヲ感ゼシメタリト云フ」¹³⁾

さて、飢肥藩では藩専売制、その他諸藩ではツンフト強制によって船株・釜株が制定され（株数の変化、株主構成、株仲間の運営等不明）、餌料確保のため飢肥藩青島村では「沖合ノ黄金瀬ハ鯉ノ餌料ヲ漁スル外他ノ漁業ヲナスコトナク他村ハ無論他ノ部落ノ漁業ヲ禁止」したし、延岡藩門川村では「鯉漁業ニ関シテハ其ノ餌料ニ（ナゴ餌）ノ使用時期ト夜焚釣業湾内漁業ニ関シテハ同業者申合セヲ設ケ」¹⁴⁾ ている。

漁税は飢肥藩では上記の如く、カツオ節販売額の2割であるが、「船ヲ造ル場合藩主ヨリ幾分ノ保護」（青島村）¹⁵⁾、造船「用材ハ無代価ニ下渡」（鶴戸村）された。他方、延岡藩門川村では「藩政時代ニ於テハ歩一役所ノ設ケアリテ鯉漁業ニ対シテハ漁獲高十分ノ一ヲ徴収」されている。市場はいづれも大阪地方である¹⁶⁾。

株主＝船主と漁夫との関係は封建的主従関係にあり、漁夫は譜代漁夫であって（漁夫緊縛、共同体的経営維持のために）岡役代がつく。漁夫への配分は飢肥藩では、漁製分離の段階にあった油津および大堂津では節販売額の2割が漁夫、2割が製造人、2割が船主に配分され、漁製未分離の青島村では漁撈および製造ともに従事した漁夫に4割が配分されていたものと思わ

れる。延岡藩門川村では漁獲高の9割が船主、漁夫間に分配されていたことになるが、詳細は不明である。いづれにしても低い生産力水準での封建的諸規制によって「漁夫ノ分配等ハ常ニ釣子ニ不満足ヲ感ゼシメタ」のである。

こうした封建的生産様式は、明治初年の諸改革によって変貌していくが、なお船主、漁夫間の地縁、血縁的結合はギルド的技能体系と単純協業を基礎に根強く残存していく。

2. 明治前期

明治初年の株仲間の解散、2年の藩籍奉還（藩專売制の廃止）、4～5年の四民平等、人身売買禁止といった身分制度の撤廃、5年の職業の自由、6年の海面官有宣言（布告114号）、8年漁業雑税廃止布告（布告23号）・海面官有宣言（布告195号）・海面借区制（太政官達215号）等一連の諸改革により封建的漁業制度は一大転期を迎えるに至った。

次の二つの資料は明治初期の政治変革が漁業に与えた影響を雄弁に物語っている。

「維新後ハ旧習一時ニ解壊シ」「彼ノ漁船株ノ如キモ其制ヲ絶チシニヨリ漁業ノ自由ハ之ヲ得タルモ薄資ノ小漁業者ハ却テ其業ヲ失ヒ船主モ釣子網子等ガ去就ノ自由ヲ擅ニスルヲ以テ漁業ノ基礎ヲ確立スルコト能ハズ」「然レドモ比漁業ノ自由ヨリシテ漁具漁業ノ進歩ハ著シキ発達ヲ見ルニ至レリ蓋従来船主即チ親方ナル者ハ其自己ノ利益ヲ保持スルガ為メ小漁民ガ他ノ漁業ヲ為スコトヲ禁庄シ漁具漁場ノ制限ヲ極メテ嚴重ナリシニ一たび其自由ヲ得タルヨリ出漁区域ノ拡張セラルルノミナラズ新規ノ漁具モ漸ク他方ヨリ輸入セラレ漁業ノ面目ハ年々ニ改リ之ヲ昔日ニ比スルニ漁具ノ種類ヲ増セシト出漁ノ区域ヲ広メタルハ決シテ少々ニアラズ随ツテ漁具漁場ニ就テノ争論ハ転タ相加ワリ其契一ニシテ止マザレトモ……漁業進歩ノ一舞臺トシテ見ルノ外ナキナリ」¹⁷⁾

「近頃遊漁者ノ夥多ナルコトハ普ク人ノ知ル所ナル或ハ小舟ヲ所有シ或ハ磯釣引繩或ハ夜釣ニ出ツル等其数営業人ノ過半ニ及ベリ是皆休暇業閑ノ徒ノミニアラス沿海近村ノ農ヲ第一トシ無職業ノ輩及工商業ニシテ其為ス所雑漁営業人ト異ナラザル……」¹⁸⁾

すなわち、封建的諸規制が撤廃されたことにより、親方・子方関係の弛緩、農民層の漁業への大量進出、新規漁具・漁法の出現、他村漁場への侵犯が相次ぎ封建的漁業制度は崩壊していく。封建的小漁民・船元経営はその存立基盤を喪失したことによって、進出してくる新漁業者との間であるいは旧漁業者間で激しい漁場・漁業紛争を引きおこしながらも困窮・零落していく。漁獲量そのものは明治初期のインフレに刺激された新旧漁業者の無秩序な漁獲競争、濫獲によって一時的上昇をみるものの、10年代後半には再び漁業危機に直面し、多数の漁家が没落していくことになる。その原因は濫獲による資源の枯渇、カツオ漁業にとってはカツオ漁場および餌料漁場が攪乱されて魚群の沿岸来遊が減少したこと。また、カツオ漁業の妨害となる漁業の出現、とりわけ夜焚漁業、フカ延縄漁業による漁獲困難があげられる¹⁹⁾。

さらに重大なことは、松方デフレ政策によるカツオ（節）需要の閉塞・魚価の暴落・漁業資材の入手難による影響が重なって、漁民層の貧窮分解・再編が促進されたことである。

漁業危機は前期的商業資本侵蝕の絶好的となり、前期的資本によるカツオ漁業の再編がこの時期に進行するのである。

明治10年代カツオ漁業が最も盛んであったのは那珂郡であって、

「鯛鯉ハ折生迫内海油津目井津大堂津外ノ浦ニ於テ之ヲ釣ルーケ年ノ獲ル所ヲ合算スレハ多キ

時ハ五六十万尾其次ハ二三十万尾少ナキ時ハ十万尾ニ出入ス半ハ生魚ニテ近郡諸村ニ輸送シ半ハ腊トナシ大阪及ヒ芸備周長如クハ豊肥諸国ニ運送ス」次いで曰杵郡細島、島ノ浦が中心地をなしていた²⁰⁾。

明治24年宮崎県のカツオ漁船は470隻を数えたが、その規模は小さく、カツオ漁獲・カツオ節製造高では鹿児島県には無論のこと51隻のカツオ船しかない長崎県にも及ばなかった。規模の零細性は漁船1隻が15~16人乗りであり、出漁前に餌料を捕獲し、餌樽に生かしながら漁場に向う。漁場は那珂郡では「外ノ浦ノ東南凡十四海里」の「オゴノセ」²¹⁾（黄金瀬、藩政時代からの著名なカツオ漁場）であって日帰り操業を基本としていたところに如実に示される。

なお、餌料として「いわし、うるめ、むろ、さば、あぢ、稚児きびなど、たれくち、など等」が主用されたようである。

明治10年代後半、沿海漁場の混乱により魚群の来遊が少なくなり、かつ、経済「恐慌」期にあってより小資本で操業でき運用漁具でもある餌料網として棒受網が四艘張網にかわって普及し始める。棒受網の出現はカツオ漁場沖合化への技術的前提を整備したものと評される²²⁾。

カツオ漁業創業にあたっては、

「漁業ノ規模概ネ大ナラサルヲ以テ大資本ヲ要スルコト少ケレハ資本貸借上ニモ一定ノ慣習アルヲ見ス鰹釣ノ如キモ只同村ノ漁夫ト締約シテ時々其収益ヲ分配スルノ有様ナレハ時ヲ極メテ資本ヲ要スルノ現況ナシ但鰹漁期ニ当リ多少漁夫ノ乗組替ヲナス時約定金ノ如キモノヲ代償スルコトアレトモ是亦甚タ多カラス概ネ船主手元ノ融通ニ由リテ之ヲ為スヲ得」²³⁾。

カツオ漁業規模は小さく、かつ漁夫賃金は漁獲物販売後に支給される（前払資本が不要）ので創業資金は少なく済み、主に自己資本によってまかなわれていた。

船主・漁夫の関係は藩政時代と大いに異なる。それは前述した社会経済的条件の変化に伴う漁夫の地位向上と船主の交替とによって規定される。漁夫の地位向上は、漁夫が船主の隷属者的地位から脱却したことをもって端的に示される。カツオ漁業の盛んな青島村字折生迫では「主従ノ如」き親方・子方関係は維新後「此ノ習慣漸ク減退シテ水夫ト親方ノ間殆ント相对等²⁴⁾」して、それに応じて藩政時代においては封建的生産諸関係の中に埋没していた漁獲物の分配が直接従事者に限定されるようになり、分配方式も明確化していく。だが、分配方式が明確になったと同時に新たな船主による搾取は巧妙化し、決して減退することはない。

「鰹ハ水揚ノ際一旦之ヲ船主ニ渡ス生鮮ノママ魚商人ニ売ルモ船主ニ於テ之ヲ製品トナスモ皆船主ノ自由」であることから「水夫ニ配当スヘキ数量ハ魚価ノ時価ニ比シテ甚シキ廉価ナルヲ以テ親方ノ利益ヲ占ムル常ニ多シ」²⁵⁾。流通過程におけるこのような搾取こそ、前期的資本の特性である。

ともあれ、そうした中で漁獲物の分配方法は以下のように行われていた。

(1) 「近時株主ノ制ヲ絶チシニヨリ船主ト釣子ハ漁期ニ先チ先ツ漁利分配ノ率ヲ定メ然ル後乗組ノ約束ヲナス其率ヤ土地ニ依リ多少ノ差ナキニアラザレドモ大抵漁船ヲ四人船頭ヲ二人ノ率ト定メ他ハ各々一人1分配ヲ受ケ其幼者未熟者ハ或ハ幾分トシ各々率ニ応シテ分配ヲ受ク而シテ始メ乗組ヲ約スルトキニ当リ大抵ハ船主ヨリ釣子ニ対シ数円及至拾数円ノ前借ヲナス」

「之ヲ他地方ノ定額給与ノ約束ニ出ル者ニ比セバ甚ダ煩ハシケレトモ釣子ノ怠惰ナル漁利分配

ニアラザレバ動モスレバ事ニ托シテ出漁ヲ拒ミ船主ノ損害トナルコト多く船主モ亦振フテ其資ヲ擲チ釣子ヲ操従する者ナク随テ此漁利分配ハ県下普通ノ習慣トハナレリナリ」²⁶⁾。

(2) 「鯉漁業ニ於テ水夫ト親方(船主ト云フ)トノ間ニ於ケル収穫ノ分配ハ親方四人前(俗ニ之ヲ舟三人ト云)他ハ各々一人ノ率トシテ之ヲ分配ス但船頭一人前ノ外親方ヨリ一人分ヲ受ケ常ニ漁事漁具等ノ監督ヲナス故ニ其實習額ハ親方三人前船頭二人前トナル」²⁷⁾。

これによると漁獲物の分配は、前貸制の存在(漁夫の緊縛と高利貸付とを兼ねるところの)と漁獲高を各人の代数に応じて配分する単純代分け制がとられ、各人の代数は船主3~4代、船頭2代、一般漁夫1代といったものである。注目すべき点は、「他地方ノ定額給与」であったのに宮崎県が単純代分け制を「県下普通ノ習慣」とするようになってきたこと、以前の船主=船頭体制が崩れ、両者の分化(地縁・血縁共同体を基礎にした経営方法が次第に困難となっていくことに照応して)が進展していることである。

明治10年代後半の「漁業危機」の際カツオ漁業への進出を図った前期的資本は、それまでの船主=船頭を漁夫監督・漁業指揮官としての船頭(船主の下請け機能を有するが船頭制にまでは至っていない)に格下げし、さらに資本投下を増大させることなく、労働強度を増し、漁獲を増進させ、搾取割合を高めるところの賃金制度を採用するのである。

前期的資本のカツオ漁業支配の中に、規模の零細性・資本蓄積の微弱性は再生産され、宮崎県カツオ漁業に低位生産性を宿命的に打刻するのである。

船主はまたカツオ節加工をも兼営しているのが一般であったようである。カツオ節製法は土佐式に倣い、その販路は大阪方面である。

「鯉節ハ管内ニ売却スルノ外大抵之ヲ大阪ニ輸送シ取引先タル問屋ニ依托ス是レ汽船ノ便ニ依ルモノノ慣習トス時ニ或ハ荷主自ラ小和船ニ乗り大阪ニ上リ或ハ上阪ノ間寄港ノ諸港ニ於テ之ヲ売り払フコトアリ」²⁸⁾。

明治10年代汽船の登場はカツオ漁業に多大の影響を及ぼす。

「汽船ノ便開ケシヨリ諸物品運輸上ニ及ホセル影響ハ固ヨリ多クアルヘキモ殊ニ水産物ヲ以テ其著ルシキモノトナスカ如シ本県ノ水産物ヲ輸出スルハ大阪ヲ以テ主トス而シテ旧時ハ鯉節其他ノ塩乾製品ヲ輸送スルニモ只タ和船便ニ依リニ過キサリシニヨリ販売上正確ノ目的ヲ定ムル能ハス需用供給ノ間常ニ気脈ヲ通セス故ニ時トシテハ不慮ノ利益ヲ得ルコトアルモ又不慮ノ損失ヲ被ルコトアルヲ免レス是ヲ以テ製産者モ危険ノ販路ニ出ルヲ厭ヒ縦令廉価ナルモ之ヲ近地ニ販売シテ損失ヲ免レントスルノ情况アリシハ固ヨリ止ヲ得サリシナリ故ニ年偶々豊漁ニ遇ヘハ価格低落シ到底其労力ニ価スルコト能ハサリシハ比々皆然リ然ルニ汽船ノ便開ケシヨリ運輸ノ時日モ予メ之ヲ知り其来着ヲ待チ輸送スルヲ以テ低価ニ擲売スルノ不幸ヲ見サルニ至レリ且輸出ノ平均スルヲ以テ価格モ亦自ラ一定シ収利ノ多少ヲ予知シ安シテ其業ニ従フニ至レリ」²⁹⁾

明治10年代には交通手段の未発達と混乱がため前述のごとく漁獲物の半分は「生魚ニテ近郡諸村ニ輸送シ半ハ腊トナシ大阪及ヒ芸備周長^{ワタ}如クハ豊肥諸国ニ輸送」していたが、交通の発達に伴って次第にカツオ節加工に供される割合が増え、その販路も大阪地方に集中化していったのであろう。さらに、汽船の発達は一方では従来の地域閉鎖市場における自然的豊凶がカツオ漁業経営に直接反映することを解消し、かつカツオ(節)需要を一挙に拡大させ、カツオ漁業発展の基盤を提供したことを、他方では逆に社会・経済的諸変動が各地のカツオ漁業経営に

直接影響するようになったこと、全国のカツオ漁業との競争場裡に宮崎県のカツオ漁業が組み込まれていくことを意味したのである。

3. 明治後期

明治前期のカツオ漁業の沈滞は、資本主義的好況、軍需によるカツオ（節）需要の増大と価格騰によって復興してくる。しかし、その復興は旧来の姿態の再現ではなく、前期的資本主導による漁場の「沖合化」という形をとってあらわれる。

まず、漁場「沖合化」のための漁船改良について。

「漁業ヲ振作シ国産ヲ増殖スルノ方法一ニシテ足ラサル中ニ就キ漁船ヲ改良シ漁場ヲ探検スルハ最モ目下ノ急務ナリトス近来各地沿海漁村ニ於テ漁船ヲ改良シ実地漁業ニ応用スルモノ甚少シトセス殊ニ京都千葉静岡宮城青森山形秋田福井石川徳島福岡ノ一府十県ニ於テハ模範ヲ山口大分ノ二県ニ行ハルル改良漁船ニ取り加フルニ該漁業ニ熟練ナルモノヲ聘シテ漁業ヲ伝習セシムルニ至レリ」

「漁業ノ種類ハ各地ノ慣習ニヨリ同一ナラスト雖鱧漁ヲ主トシ又鮪、鯉、鯛、青魚、小鯛等ノ釣漁ニ使用ス但シ網漁ニ用ユルモノ甚タ少ク釣漁用ヲ多シトナス」

「改良漁船ハ従来使用漁船ニ比シ構造堅緻ニシテ運転速ニ操業上便益ニシテ一モ欠クル所ナキハ各府縣均シク唱導スル所ナリ」³⁰⁾。

宮崎県でも26年秋山口、大分、千葉等の改良漁船を折衷した「青島丸」を建造し、漁業者に貸与し、漁場沖合化を促進している³¹⁾。こうした動きに漁業者は「晩近鯉漁業ノ如キハ船ノ構造ヲ大且ツ革固ニシ遠海漁業ノ得策ナルヲ感シ……」（明治25年 南那珂郡油津町外11ヶ村漁業組合）³²⁾あるいは、「抑モ私儀ハ祖先以来漁業専務ノ者ニシテ今日迄営業罷在候然ルニ捕魚ノ方法タル悉皆往昔伝来ノ儘ニシテ更ニ改良ヲ加ヘ之レカ巨額ノ捕漁ヲ得ル術甚乏シ」 「客年春季初メテ漁具ノ改良ヲ加ヘ併セテ遠洋漁業ノ得策ナルヲ悟リ」 「在来ノ古法製造ナル私所有ノ舢舨船ニ漁具ハ勿論鯉節製造用器具ニ至ル塔載シ都合拾八名ヲ乗組シ客年五月廿八日ヲ以テ長崎県下沖合ナル五島沿海ヘ遠洋漁業ノ為メ当地出帆……」（明治29年油津町佐野与吉）³³⁾ するようになっていく。こうして明治24年には県外出稼船はわずか12隻で「南那珂郡ヨリ鹿児島大隅近海ヘ鯉釣、小鯛延縄漁業ノ為メ凡二三月ヨリ九月ノ頃マテ出稼ス」³⁴⁾ するにすぎなかったが、20～30年代にかけて長崎、鹿児島、沖縄そして台湾へと急速に漁場を拡大していく。殊に奄美、沖縄、台湾では宮崎県船を始めとするカツオ漁船の進出によってカツオ漁業が明治末期には宮崎県をしのぐ地位を獲得するまでに成長するのである。県外出漁の過程は漁場同一化の過程であり、そこでの競争激化を招来することは必須である。そこで発生する各種トラブルを調整し、漁夫獲保を確実にしめるための出漁組合が「当分の間鯉漁業者ニ限」って組織される。

他県出漁を各県毎にみれば、

(1) 長崎県：長崎県への出漁を最初に行なったのは、一説では明治24年4月で南那珂郡細田村大堂津の宮田利平（乗組員25名）であったという。それ以前のカツオ漁業は「海面五里以内に沖出したることなき」状態であったが、「宮田利平氏は宮崎県下に於ける肥前五島方面鯉漁業の開発者にして、明治二十四年旧四月東臼杵郡尾末港北田長蔵氏（故人）と共に、五島に向って遠洋漁業の為に発程せり。氏が遠洋漁業計画の起因を尋ねるに、五島地方は天草方面の

漁夫時に出漁し、未熟の技術なるにも拘らず相当の漁獲を成すを聞知せしが為めと、一方日向の漁業は、冬期より春期は魚族群来相当の漁獲をなし、漁民にして敢て生計に苦しむが如きことなきも、夏秋期間は年に豊凶ありて、鯉魚の如きは皆無のこともあり。当方面漁民は此期間を以て最困難時とせり。……此期間に於て遠洋出漁は最も策の得たるものとし、率先の計画を樹て出漁したり。」³⁵⁾ が、他の資料では県中・北部の東臼杵郡・宮崎郡の漁船が21・22年頃より長崎県へ出漁したとしている。

「本県ニ於ケル出稼ノ根拠地ハ長崎県南松浦郡三井楽村柏郷日之島村奈留島村字東風泊樺島村玉ノ浦村富江等ニシテ明治廿二年頃ヨリ本県東臼杵郡宮崎郡地方ノ漁業者ノ五島地方ニ出漁スルニ倣ヒ(南那珂郡南郷村南郷漁業組合も……引用者)明治二十四年以来二三艘出漁シ同三十九年ニ至リ其数ヲ増シ十艘前後ニ達セシモ本漁船ハ在来船ナルヲ以テ同地ニ発動機船ノ増加」せるによって駆逐された³⁶⁾。

どちらが正しいかは判断し兼ねるが、明治20年代前半に五島出漁が始まり、漁船動力化の過程でほとんど消滅状態に陥るまで盛んに行なわれた点は注目されるべきであろう。

(2) 鹿児島県：鹿児島県への出漁の最初は南那珂郡南郷村の阪本平輔といわれ、彼は

「鯉漁業及び製造を家業としたが、日向近海は年々歳々同魚の回游減少し来り、不漁は年と共に其度を高め、我近海に於て斯業に従事するもの多くは他に業を転じ、或は産を傾け為に同業の前途を悲観するもの続出せんとするを以て、大に決する処あり。明治十九年三月鹿児島県川辺郡枕崎の主人岩井仙吉なるものと共同し、同県七島沖合に於て同業を試みたるに、鯉魚の群游するを認め……大に斯業に活動せしも、如何せん船体安全餌料供給共に其の道なく為に目的を達するを得ず、空しく之を中止するの止を得ざるに立到れり。」翌20年大島出漁を企画せしも漁夫の一人として之に応ずることなく、無為の時日を過していたが、

「明治三十四年再度漁夫を集め大島出漁の事を奨励したるに、始めて一部の承諾を得、……数年の宿望地たる大島の地に着し、同島西方管鈍村を根拠と定め漁業を開始したり。」

一行はその年は予定の半分で「漁夫の過半が帰国を希望」したため、やむなく久志村の青木某に漁船漁具を譲渡して帰国した。阪本は37年まで大島出漁を行ない、38年より沖縄、43年には台湾近海にまで進出していく³⁷⁾

他の資料では奄美出漁は29年とした上で、該地での経営方法、漁船動力化過程での県外出漁の衰退を論じている。

「本県ニ於ケル出稼ノ根拠地ハ大隅国大島郡西管鈍村字検方字検村検方阿室村西方西古見村西方古仁屋村夷久方西屋室村字検方平田村鬼界島湾村等ニシテ明治二十九年本組合員(南郷漁業組合……引用者)阪本平輔大島鯉漁業探険ニ其端ヲ開キ……爾来年々船数ヲ増加シ明治四十年前後ニ至リシハ其数十余艘ニ達シ漁期終了スレハ漁具漁船ヲ島民ニ売却シ乗組員ノ一部教師トナリ運用並ニ漁法ヲ教ヘ翌年更ニ新造船ヲ以テ出漁シ連年反覆セシカ同島ノ漁船ハ多ク本郡ノ造船ニ成ルナリシカ長崎県下ト同シク発動機船ノ創始ト共ニ在来漁船ハ其数ヲ減シ現今(大正5年……引用者)ニ至リテハ発動機船ノ数三艘出漁スルノミ……」³⁸⁾

(3) 沖縄県：「本県ノ出稼漁業ハ前記坂本平輔ノ指導ニヨリ鹿児島県下出稼ヨリ進ンテ明治三十八年ヨリ同四十二年ニ亘リ慶良間諸島及ヒ八重山郡與那国島ニ出漁セシカ発動機船ノ勃興ト共ニ今ハ全ク在来船ノ出魚スルモノナク鹿児島県下ニ出稼セル発動機船ノ漁況ニヨリテ二出

漁スルモノアルノミナリ」³⁹⁾

沖繩出漁も阪本平輔が着手したこと、他県出漁同様漁船動力化の過程で急速に駆逐されていく。その原因を考える前に、県外出漁の性格を明らかにしておく。

漁船は旧来のものより改良され、大型化されたことは乗組員数が20数名に増えたことから明らかである。漁船にはまた餌料網としての棒受網ないし小台網（小台網の登場は明治38年）が積載され、節加工人夫として婦人約10名も乗船していた。すなわち県外出漁とはいっても、漁場近くに根拠地を設け、そこで餌料採捕・カツオ釣り・カツオ節製造が一貫して営まれるのである。操業形態は日帰り操業を基本とするものであったことはいうまでもない。すなわち県外出漁あるいは漁場の沖合化とはいっても、根拠地を県外に移しただけで、本来の沖合化・カツオ漁業の発展とはほど遠い性格のものであった。宮崎県の県外出漁は明治末の漁船動力化の過程で急速に衰退していく理由をあげれば、

(イ) 奄美出漁でみたように「漁期終了スレハ漁具漁船ヲ島民ニ売却シ乗組員ノ一部教師トナリ運用並ニ漁法ヲ教ヘ翌年更ニ新造船ヲ以テ出漁シ連年反覆セシカ同島ノ漁船ハ多ク本郡（南那珂郡……引用者）ノ造船ニ成ル」状況、宮崎県は奄美「漁業者ノ増加ヲ見込ミ漁船売却ノ目的ニシテ渡島シ漁期末ニ到レハ船体並ニ製造器具一切ヲ売渡シテ帰県スルヲ常例」⁴⁰⁾とすれば、漁業者は著増し、漁場狭隘化、漁獲競争の激化は不可避であり、

「何しろ県下漁業家は資本小にして一致共同の力を欠くか故に密の如き漁利は他県人の手に握手せられ折角開発したる漁場は夢の間に他に専用せられ蛇蜂取らずと云ふ事に汲しつあ」⁴¹⁾だったのである。

前期的資本による県外出漁は、連年生産手段一式を売却することで後進地域からの収奪に明け暮れており、また「資金少額ノ為メ収益ノ多クハ該地方「出漁先……引用者」ノ問屋其他ニ吸収セラレ」⁴²⁾漁業部門への資本投下がみられなかった。漁業者にとっても、資金供給の道が狭く、したがって高金利⁴³⁾なため、資本蓄積はなしえず、「大島出漁には漁船の一切新造して出漁するものとせば優に八十円（八百円の誤りか……引用者）内外の資本を要する」⁴⁴⁾とされるものの、規模の零細性はあらそえなかった。

さらに重要なことは漁獲物の分配方法にその原因が求められることである。南那珂郡細田村の大堂津漁業組合では、

「本組合員出稼ノ方法ハ組合員所属ノ漁船ニ乗組出稼スルモノト他組合船ニ雇ハレ出稼スルモノト二種ニシテ前者ハ前述ノ事情ノ為メ衰へ後者ハ」発展したとした上で「其主因ヲ考フルニ従来雇主（即チ船主）ト漁夫トノ契約ハ主トシテ漁獲高ニ対スル歩合制度ナリシヲ以テ漁夫モ魚物売買其他魚代金ニ関シ各自一部ノ権利ヲ主張シ随時漁獲高ノ配当ヲ受け天候不良其他ノ休日ノ場合ハ妄ニ金銭ヲ浪費シ不品行ヲ敢テセシカ現今ハ主トシテ月給制度ニ改メ双方契約締結ト同時ニ出稼期間ニ対スル月給ノ全額或ハ多額ノ前借ヲナシ其全部ヲ家族ノ日常生活費ニ充当スルカ又ハ負債ヲ返却スル等ノ有利ナル資ニ供スルニ至リ家族ノ扶養漁村維持ノ觀念ヲ強メ随テ漁業精励ノ度モ前日二倍シ浪費ヲ戒メ風紀ノ改善ヲ見ルニ至レリ」

宮崎県船の衰退は単に規模零細がため漁獲競争に敗退していくということの他に、他県船の固定給制度が生活を安定させ「漁業精励」につながったとの対比でその原因が求められている。

明治37年の「水産経済調査」によって宮崎県のカツオ漁業賃金をみておくと、
「鯉漁業ハ通テ漁獲高ニヨリ歩合ヲ定メ配当シ給金ヲ以テ雇入ルルモノナシ從テ地方ト出稼トニヨリ前貸金ニ多少アリ出稼業ハ一人平均二十円位ニシテ二十三人乗組ヲ普通トス其他出漁先ニ準備等ヲ要シ鹿児島県大島ニ出稼スルモノハ一艘ニ付壹千円以上長崎県五島ニ出稼スルモノハ同七百五十円ノ資本ヲ要ス大島ニ出稼スルニハ大抵新造船ヲ要スルト出漁期間長キニ依ル…而シテ漁獲高ニヨリ配当スルニヨリ船ニヨリ其収支ノ差額大ナリト雖モ通シテ資本ヲ投スルニハ約壹千円ノ漁獲ヲ見込ミ加フルニ其漁獲物ヲ一手ニテ販売取扱ノ契約ニテ投資スルモノトス」

漁獲物の分配方式は通常単純分け制であって、12人乗りで総代数が19.5代であれば、12人各漁夫には漁獲高×1/19.5づつが配分される。残り7.5代が「資本主歩引高」であり、うち4.5代は「資本家船料」であるが「但内1人分に釣船頭ニナル漁夫へ増加配分」される。1代は「資本主船頭水夫ノ酒肴料」、2代は「資本家餌網料」「但シ内老人分ハ餌網船頭ニ増加配当」される。したがって船主は4代、釣船頭2.5代、餌網船頭2代、酒肴料1代、一般漁夫各1代(10人で10代)とするのが通常であったとされる。

「此ノ他漁獲総額ヨリ予メ酒肴料其他雑費又ハ税金等一切ヲ引キ去リ残額ヲ資本主四分乗組水夫六ノ割合ニ配当スル等各地方一定セス」⁴⁵⁾として、大仲歩合制もとられていた地方のあったことが知られる。大仲歩合制ともなると船頭制度は確立し、経営費の内訳はより明確化する。

固定給賃金制度は宮崎県では漁船動力化に併行して採用され始める。

明治20年代の経済好況、そして日清・日露両大戦を通じての日本資本主義の確立期はまた前述のごとくカツオ節需要を高め、節価格も高騰したので各生産地ではその品質改良に熱心であった。宮崎県でも明治20年から「地方税ノ補助ニ因」ってカツオ節の改良を図っている⁴⁶⁾。

従来より宮崎県産のカツオ節は土佐の製法にならったといわれるが⁴⁷⁾、品質改良運動はその徹底化であった如くである。明治32年第2回水産博覧会に出品された宮崎県のカツオ節の評価は、

「油津近傍ハ製造モ進歩シ品位モ略ホ一定セリ只タ今一層乾燥ニ注意スベシ此外ハ精粗混淆シテ一定ノ製品ヲ看ズ概シテ乾燥ヲ務ムベシ製法形状ハ凡テ土佐風ニ倣フベシ販路ハ土佐節ノ需要ト同一地方ニ向フ」⁴⁸⁾とされている。

カツオ節製造の盛んな油津地方ほど土佐式が徹底し品位向上したと、その他の地方では尚旧態然たるものが存在していたこと——商品化の遅れと資金不足からの売り急ぎを主原因とした——がわかる。明治36年に県水産試験場が設立されるや高知県から実業教師を招聘し、各主要生産地に派遣伝習せしめており、

「四十二年ニ至リ水産奨励規程ヲ制定シ県ヨリ補助金ヲ支給シ共同鯉節製造ヲ奨励ス、其後四十三年ニ於テ県水産組合ハ斯業奨励ノタメ更ニ補助支給ヲナシ同時ニ製品検査ヲ励行シ向上ニ努ム。四十四年伝習生規定ヲ女子ニ適用シ専ラ削方法ヲ伝習セシム」⁴⁹⁾等の努力の結果、かつては「鯉節資格要点全部ニ渡リ非難セラレ市価上ラ」⁵⁰⁾なかったものが「南那珂郡ヨリ産出スル大部分ハ改良セラレ今ヤ高知節ニ匹敵スルモノ少ナカラザルニ至」⁵¹⁾った。当時のカツオ節加工経営の分析等は既に果したのでここでは省略する。

4. 大正期

筆者は先きに宮崎県における最初の動力漁船を明治41年に建造された魁丸としたが、それ以前明治40年5月に進出したカツオ漁船浮島丸があったことが判明したので訂正しておく⁵²⁾。浮島丸は長さ11尋2尺巾1丈2尺で大阪清水鉄工所製・10馬力の石油発動機を備えていた。新造費は従来船の5倍を要したという。所有者は東臼杵郡門川村字門川尾末の河野熊四郎・黒木栄太郎・高島栄之助の三氏共同であり、三氏はともに明治30年代初頭より奄美大島や五島でカツオ漁業に従事してきた経歴を有す。浮島丸は40年7月に五島地方に出漁、カツオ漁業に従事し、漁閑期の10月からはイワシの運搬船（広島への）となった。その折黒木栄太郎氏が死去したので共同経営は解散し、個別経営へ転化したという⁵³⁾。

漁船動力化以降についての詳細は前に述べたので、ここでは漁獲物の配分・賃金だけに限定して考察する。

魁丸経営目論見(1)(円)

起業費 7,068.30		カツオ		マグロ	
2,140	漁船新造費	収 入	11,597.20	4,095	
500	付属具	支 出	8,410.70	2,764.75	
70	端艇	乗組員賃金	5,067.50	979.75	
1,650	石油発動機及据付代	食 費	999	195	
540.30	350 餌取網及餌取船	石 油	1,069.20	990	
	30 カツオ釣り具	餌 料	675	300	
	80.30 節製造器具	薪	300		
	80 製造納屋	漁船具修繕費	50	50	
598	延縄漁具一式	借 家 料	150		
70	マグロ漁業雑費	諸 掛 雑 費	100	250	
1,500	流通資金	船 主 所 得	3,186.50	1,330.25	

(注) 県立図書館所蔵資料より

上述の魁丸は宮崎郡青島村字折生迫の吉永与七所有のもので、19トンの木製スクーナ型帆船に20馬力のユニオン式石油発動機を据えつけたもので、いづれも大阪で建造、製作されている。カツオ・マグロ漁業を兼営し、カツオ漁業は4～9月の6カ月間、宮崎県沿海、奄美大島、五島および平戸ならびに沖縄県下一円を漁場とし、乗組員は漁撈長、船長、機関士各1名、漁夫24人それに地元以外は出漁先でカツオ節製造を行なうので製造人10名で構成されている。奄美出漁の3カ月間は餌取網（長さ、巾ともに1丈5尺の棒受網）を持参するが、五島出漁の3カ月間は出漁先での餌料購入を予定している。マグロ延縄は11～3月の5カ月間で、漁場はカツオ漁場と同一とし、乗組員は漁撈長、船長、機関士各1名に漁夫7名計10名である。起業費は漁夫前賃金と思われる1,500円を含めて7,068円となっている。収入の項で、カツオ漁業部門にはカツオ節3,240貫を製造するとして11,340円、荒粕257円20銭が計上され、マグロ漁業部門では3,200円の漁獲物販売代金と875円の歩戻金からなっている。支出のうち主要なものは、賃金、燃料油、餌料であるが、うち賃金の分配方法はカツオ漁業部門では、カツオ節販売額11,340円から食費、燃料代、餌料、諸負担、雑費（薪代を含まない。収入のうち荒粕代を含めていないので両者相済されると考えてのことであろうか）の大仲経費

(諸負担雑費の内容が不明なので厳密な意味ではないが)を控除した残額8,496円80銭の5%を一般賞与にまず充当し残りの4割を船主に(船主所得はこれに薪代と荒粕代の差額を含めた3,186円50銭), 6割(4,843円18銭)を乗組員に分配する。乗組員全体の代数を45とし, 漁撈長2, 船長・機関士各1.5, 餌取網および餌取船各2, 漁夫・製造人各1人の代数に応じて配分し, 残り2代を特別賞与とする。漁撈長および船長にはこの外船主より月20円, 15円が7カ月間固定給として支給される。すなわち漁撈長および船長は固定給プラス大仲歩合給, 他の乗組員, 製造人は大仲歩合給となっている。したがって1漁期1人あたりの賃金額は一般賞与・特別賞与を除けば(加算すれば1人17円30銭づつ), 漁撈長355.25円, 船長251.44円, 機関士160.44円, 漁夫および製造人は107.63円となる。

マグロ延縄での分配方法は, 漁獲物販売額(3,200円)から石油・販売手数料・諸掛・雑費(1,240円)を控除した残額(1,960円)からその2割を漁具代として差引き, 残り(1,568円)からさらに食費・餌料費を引いたもの(1,073円)を16代で割る。各代数は船4, 漁撈長2, 船長1.5, 機関士・漁夫各1で残り0.5代を賞与に充てる。漁撈長には20円, 船長15円の月給が船主より支給されることカツオ漁業同様である。それで賞与を除けば一漁期(5カ月)間の賃金は漁撈長234.13円, 船長175.59円, 機関士および漁夫が67.06円となる。

この事例ではカツオ・マグロ漁業ともに基本的には大仲歩合制賃金形態であり, 幹部のみ月給が併給されている。だが, この分配方式に代分制の面影(カツオ漁業では餌料網と船に, マグロ漁業では漁船に)が残っている点は注目に値する。

代分け制は生産手段の減価償却費相当分を船主所得からではなく, 漁獲高ないしは大仲経費を差し引いた残額に比例させるので, 経営の維持安定機能を有し, 漁夫には共同経営の幻想をより強くいだかせるところの前近代的賃金体系である。漁船動力化初期になお残存している理由はマグロ漁業部門は, 漁撈長が愛知県から, 船長が静岡県から, そして漁夫の中にも1人が香川県から雇用されるといった未経験な分野であること, 動力漁船に不慣れなことといった不安定要因を代分制をもって対応させたものと考えられる。

カツオ漁業経営目論見(2)(円)

起業費	11,400	支出	16,281
{ 5,500	漁船および船員	{ 4,316	賃金
{ 5,500	機関製造費	{ 2,850	石炭
{ 300	漁具	{ 4,000	餌料
{ 100	雑費	{ 2,075	食費
収入	17,200	{ 1,500	米代
{ 14,000	カツオ漁業	{ 250	薪炭油費
{ 3,200	運搬事業	{ 290	機械油
		{ 500	漁船, 船具, 機関修繕費
		{ 500	雑費
			船主所得 919

(注) 県立図書館所蔵資料より作成

次に, 県下最初の大型船所有者・南那珂郡南郷村字中村の西村伝作の場合をみてみよう。船体は三槽ラガー型40トンで東京で建造され, 機関は新潟鉄工所製の2連成蒸気機関で出力90馬力のものである。3~11月の9カ月間はカツオ漁業を行ない, 漁場は宮崎県沖合, 長崎

県下から台湾基隆沖合と広範囲である。12月から2月までは宮崎・神戸大阪間の主に鮮魚運搬船となる。乗組員はカツオ漁期では35人、冬期10人である。通年雇用される船長兼漁撈長は月50円、機関長は10円、火夫（2名）、水夫（3名）は10円づつ、賄方は8円の月給制である。運搬期間中雇用される漁夫1名は月10円の月給制、カツオ漁夫27名は1漁期間80円、それに漁獲高の3%（420円、1人あたり12円）が歩合金として付加される。カツオ漁夫にとって歩合給の比重はかなり低くなっている。

この事例にみられるような幹部漁夫、機関部員の月給制、一般漁夫への固定給適用の条件は何であろうか。1つには漁船動力化による有機的構成の高度化である。漁船動力化によって起業費は数倍を要するようになり、乗組員数も増えるがなおそれを上まわるので、賃金の諸経費に占める比重が低下する。それに応じて船主の固定給採用への抵抗感は薄らいでいく。

2番目に経営の安定が条件としてあげられる。漁獲高の方は航行能力の増大に伴って魚価の高騰は漁業組合共販網の整備によって、低利資金供給は政府、県の奨励資金、組合の貸付金に助けられて、また、有利な漁業種類（マグロ延縄）との兼営によって経営の安定度が増せば固定給採用の条件はそれだけ増す。

3つめには、船主と漁夫の力関係によって、即ち、漁夫の立場が強くなれば、固定給は熱望されることになる。漁夫の就労機会が増え、カツオ漁船の増加によって漁夫需要が高まれば、固定給による漁夫確保競争は必然的である。とりわけその技能によって漁獲量が大きく左右されるとされる幹部漁夫（彼等はまた一般漁夫の統括者でもあるのでさらに）や動力化初期の機関技術者の確保の為には船主は漁夫の要望をのまざるを得ない。むしろ積極的に導入して優良な漁夫を確保し、漁獲量を増やそうとする船主も立ちあられる。

こうした諸条件があって、大正期以降宮崎県のカツオ漁業に固定給賃金が普及していく。例えば、東臼杵郡門川漁業組合の場合（大正3年）「本組合ニ於ケル出稼漁業ハ主トシテ鯷漁業ナルヲ以テ其出稼地ハ春季ハ台湾鹿兒島地方秋季ハ五島地方ヲ根拠トシテ之ニ従事スルモノトス而シテ之ニ従事スル人員ハ……一ケ年三百人ヲ下ラズ……出稼漁業ノ組織ハ現今ハ全部発動機付漁船ニ漁夫約二十五人乗組ミ出漁ス漁夫ノ収入ニ月給制度ト歩合ノミニヨルモノトニアリ月給ニヨルモノハ平均一人十四五円ノ給料ニ売上高ノ八分ヲ歩合トシテ漁夫ニ分配ス 単ニ歩合ノミニヨルモノハ総売上高ヨリ経費全部ヲ控除セル残額ヲ折半シテ船主ニ他ヲ漁夫ノ所得トスル方法ニヨレリ然レトモ近來漸次月給制度ニ改メラレ歩合ヲ以テスルモノハ僅ニ二割内外ニ過キサルニ至レリ而シテ以上ノ起業ハ本組合員ノ経営ニヨルモノト門司地方ノ船主ニ雇傭セララルモノトノ二種アレドモ現今ニ於テハ前者六ニ対スル後四ノ割合ニ在リ」⁶⁴⁾

宮崎県船の全国に比しての固定賃金制採用の遅れは、前期的資本による零細経営の再生産にあった。それは一方では固定給賃金を採用した他県船との漁獲競争の敗退とその結果としての漁夫の他地方への流出をもたらした。「台湾ニ於ケル鯷漁船ニ雇入ラル本県漁夫ハ毎年六百乃至九百人ニ達ス」その雇用条件は往復旅費が実費支給され、漁獲高の1割の歩合給と月30～33円の固定給であった⁶⁵⁾。他地方に流出した漁夫の間に固定給が侵透していく。漁船動力化過程で凋落した前期的資本による宮崎県カツオ漁業の再興は固定給を採用した産業資本家（その典型としての西村伝作、彼についても前稿でふれたので省略）、前期的資本から自立化していった船主によって担われていく。それは、全国のカツオ漁船の賃金体系が、船主の「問

屋＝商人資本の「産業資本」への転化」に照応して固定給から歩合制に逆流するのと⁵⁶⁾ 甚しい対照をなしていた。

ここでは漁業賃金論に立ち入る余裕はないが、賃金形態をもって前資本主義とか資本主義的賃金と断定したり、担い手が商人資本だから歩合制がとられるといった類の議論は厳につつまれるべきであろう。それは理論的にも誤りであるばかりか、事実にもそぐわない。また、賃金形態をもって漁業の発展段階を律して事足りりとする姿勢につらなる。賃金論でより重要なのはその賃金形態・賃金水準を生み出すところの生産力段階・生産諸関係の具体的様相の究明である。

宮崎県のカツオ漁業賃金が固定給を採用し、賃金水準とくに幹部乗組員のそれが上昇しえた条件・背景は、上述したところであるが、それはなお不安定であり、状況いかんでは逆流ないしは賃金水準下降の可能性を大いに秘めていた。否、むしろ、動力化しえても一層の大型化・遠洋化を展望しえなかった宮崎県のカツオ（マグロ）漁業においては、めまぐるしい賃金体系の変動の中こそ零細ながらも存続しえた秘密の鍵——家族経営における自家労賃部分の切りつめによる根強い存続にも似た——が宿るのである。

漁船動力化以降、カツオ節製造法も大きな変化をみせる。最も重要なのは焙乾工程に千葉式湿乾法が導入されたことであろう。宮崎県の代表的産地たる油津町では大正期に入って、截断は土佐式、焙乾は千葉式湿乾、徹付けは静岡式をといった各地製法の長所を取り入れた結果、「製品の品位大に昇り、昔日の日向節（の）面影はこれを偲ぶ事能はざるに至⁵⁷⁾」っている。当時の製法をみると、原魚は屋久島近海（70～80 湊）のもので、油津では漁船動力化に遅滞したため、鹿児島県の山川港から購入するか、屋久島近海に出漁する愛媛・高知県船から多くを購入していた。氷蔵されていたものは氷水の中に約2時間浸漬して圧迫によって変形した形状を回復させたうえで截断する。截断法は土佐法に倣っている。煮熟は従来の二重竈より単一のものへと切りかえて、沸騰までの時間を短縮し、薪材の消費量を1/3に節約し、また煮釜もコシキ（輪釜）をはめたものから罏釜（口径2尺8寸）に換え、取扱いを簡単にし、かつ製品損傷の危険をとり除いた。焙乾は湿乾式と旧来の手火山式とを併用して行なう。この湿乾式は明治41年より3年間にわたって東京水産講習所と千葉県水産試験場とが試験開発したもので、「燻熱を以て節の外層を乾燥せしむると共に水蒸気を給与して節の中心にある水分を外層に誘導し従って休火の時間を著しく短縮し製了を迅速ならしむる方法⁵⁸⁾」で、その利点は次のようなところにあった。旧来の手火山では間歇的に焙乾するので18～19日間を要していたのが、湿乾式ならばわずか2～3日間ですみ製造期間を著しく短縮させた。このことは省力化・労賃節約に寄与し、資金の回転を円滑にしそれまでとかく行なわれていた焙乾不十分なままで薄資ゆえの売り急ぎをなくすのに貢献したし、また、湿乾室で行なうので一時に大量処理が可能となって、カツオ豊漁時にも対処でき、製品の品質が規格化して、商品価値を高めた。ただ、「湿乾法ニヨルモノハ稍々色沢上ニ於ケル欠陥⁵⁹⁾」があらわれ、また連続的に使用すれば節が硬化してしまう危険性があったので、宮崎県では手火山と併用して品質低下を防いだのである。湿乾室の構造は、

「湿乾室ハ方九尺、高八尺ニシテ地下三尺掘下、径二尺一寸ノ平釜ヲ架シ地上一尺ヨリ上部五尺ノ間ニ蒸籠ヲ挿入スヘキ棧十段ヲ設ケ……下部前後ニ焚場ヲ設ク⁶⁰⁾」

乾燥工程は、摂氏 50～60° で数時間湿乾して後放冷すること 4 回に及び（4 日間）、その後手火山を使用した。焙乾後、「削りは土佐式に倣ひ、黴付けは静岡式に則」って本枯れとなして販売するのを「普通」とするようになった。焙乾工程の短縮分で本枯れ製造までを行なうものが増えてきたのである。要するに、「原料は薩摩に産し、調理削飾等は土佐式に、黴付けは静岡式に倣ふ等各名ある生産地の長所を探りて同化し、鋭意製造に改良を加へたる」結果、「油津の節は近来大に面目を新にし、大阪の市場に其声価を挙げ来れ」⁶¹⁾ までになった。ただ、製造量自体は、カツオ漁船の動力化に遅滞をみせたこと、動力漁船が出現してもその根拠地が鹿児島県山川港に移行していったがため、県内への水揚量は停滞し、したがってカツオ節製造量は伸長せず、規模は零細のまま、そしてカツオ節も土佐節に混入して販売される事態が続いたのである。

IV. 長 崎 県

1. 藩政時代

肥前におけるカツオ漁業の歴史も至って古く、羽原又吉氏は五島の青山家がカツオ漁業経営を行なっていたとして正平 2（1347）年、永和 3（1377）年の資料を提示している⁶²⁾。

藩政時代におけるカツオ漁業の盛地は西彼杵郡野母崎村と南松浦郡富江村であった。野母崎村でのカツオ漁業勃興は享保末年（1730 年頃）といわれ、5～6 人乗りの小舟で操業していたが、天明の初め（1780 年頃）に 11～12 人乗りとなり、さらに明治 10 年代には 18 人乗りにと規模を大きくしてきている。船主・漁夫間の封建的主従関係は以下の如く明治初期にも残影している。

「鰹漁を為すには舟主（方言親方）ありて漁夫之に従属す其関係頗る親密にして恰も一家の如き情誼あり平素ハ漁夫各自の漁事を営み或は他邦に出稼するものありと雖とも鰹の漁期に至れば何れも帰郷して其業に従ふ而して舟主は平素其漁夫を愛顧して天災に遇ひ凶事に際すれハ米金を恵与し生計に不足を生ずれば金錢を貸与し又出産等あれハ生衣米金を恵み酒肴を贈る等恰も一家族に於けるか如し故に漁夫の従属ハ殆んど世襲にして舟主に従ふ事影の形に従ふか如し是れを以て容易に他の舟主に属する事を為さず若し万不得止場合に於ては従来の負債等は一切之を償還し而して後舟主を換ゆるの習慣なり。」⁶³⁾

野母崎村にカツオ漁業が発生した際、カツオ節製造も同時に興ったようで、「当初は其製頗る粗造を極め上等品と雖とも半枯に過ぎず降って文政年間（1818～1829 年……引用者）内野喜右衛門五島琴石に鰹節製造所を設け荒製のものを野母崎に廻送し薩摩の商人に販売し大に製産に尽力せり」⁶⁴⁾

製法は「専ら薩摩製に倣ひ器具一切薩摩風に由」り「荒製を以て薩摩の商人に売渡し或は下の関、大阪、兵庫等に送り該地に於て仕立を為し而して後四方に販売せり」

その後、嘉永 1（1848）年に日向の人永野助之丞を招聘し、伝習を受けて以来、製法も次第に日向式＝土佐式に変わっていった（削り庖丁が峰厚く巾広いのを特徴とする薩摩庖丁から薄刃の土佐庖丁に変る）。

「内野喜右衛門の裔喜二郎氏文久の初年（1861 年……引用者）五島富江に於て製造本所を設け三重琴石の二ヶ所を併せ都合三ヶ所に於て製造し尚ほ漁事の盛大を計り餌料を富江に蓄養して

各地漁舟の便に供せり是を以て明治五年の如きは富江に集まる魚凡十九万尾野母崎に集まるもの二十一万尾の多きに至る」⁶⁵⁾

幕末におけるカツオ漁業の隆盛、漁船の大型化、漁場沖合化に併行して餌料蓄養、販売がなされカツオ節の商品化と製法改善が進展するのである。

富江村にカツオ漁業が起こったのは弘化年間(1844~1847年)といわれ、魚場は専ら女島近海で日帰り操業をした。

「此女島の近傍は暗礁出没し魚族の棲息に適し夏季に至れば鯷魚の群聚頗る多しと雖ども舟を碇泊するに由なきを以て日々往来して漁事を営めり、文久二年(1862年……引用者)薩摩国川辺郡加世田村中村清兵衛富江に鯷節製造所を設けたり」⁶⁶⁾

カツオ節製法は当初薩摩風であったのが、野母崎村同様土佐式に変化していったものと思われる。

2. 明治前期

明治29年刊行の『漁業誌 全』でカツオ漁業を営む地域として西彼杵郡野母村、伊王島村、神ノ浦村、瀬戸村、北松浦郡大島村、南松浦郡奈良尾村、富江村の3郡7ヶ村をあげ、このうち最多数の漁船を有するは野母村で、次いで奈良尾、富江両村としている⁶⁷⁾。前記7カ村のうち、

「伊王島脇岬ハ鯷釣ノ専業者ナキニ依り船ノ構造及ヒ釣具共折衷品ヲ用ヒ遠海行ノ業ヲ為サス近海ニ於テ鱧小鯷釣ヲ兼業スルナリ」⁶⁸⁾としている。同じく24年の『水産事項特別調査』によれば、長崎県には51艘のカツオ船があり、572.5千貫、98.9千円のカツオ漁獲、103千貫、124.8千円のカツオ節製造があったと記録している。他に塩カツオが32千貫、8.9千円ある。この漁獲・製造水準は鹿児島県に次いで九州第2位であり、470隻のカツオ船を有する宮崎県をかなり上回っているのである。そして、カツオ漁業地として西彼杵郡では野母・伊王島・神浦・瀬戸・脇岬、北松浦郡では平戸・大島、南松浦郡では福江・崎山・大浜・富江・玉ノ浦・久賀島・奈留島・樺島・日ノ島・浜ノ浦・青方・魚目・北魚目・有川・奈良尾、壱岐の香椎村があげられている。上記と比較すると、南松浦郡が目立って多くなっているが、そこでは唯り塩カツオを製造しているという特徴を有する。塩カツオは九州では大分県と長崎県南松浦郡にしかみられないが、それはカツオ節製造技術の未発達というより、同地方の大敷網によるマグロの塩蔵の延長線上で考えられるべきものであろう。

さらに、カツオ漁業地として上掲した諸村の中には、カツオ船を有しないで製造工場だけあり、原魚を他地域の所属船から供給を受けているものが含まれているので、「漁業誌」と「水産事項特別調査」との間には実際はほとんど差がないといつてよからう。その「水産事項特別調査」に依れば、カツオ漁業を含む各種漁業で漁業家が主に資本を要する事項として「鯷釣具」「水夫雇入ノ為メ要スル前貸金」「鯷節製造人夫賃金、食塩、薪、食料購求費等」を掲げているが、相当部分は商人資本家から借り入れていたものと思われる。下記の内容は県下漁業一般の水産金融の状況を示したものである(カツオ漁業も当然含まれているものと思われる)。「漁業家カ資本金ヲ要スルハ漁具製造ノ際並ニ水夫雇入契約ノ時ニシテ其借入方ハ村内富有者若シクハ魚問屋ヨリ漁獲物時価一割乃至二割五歩引ヲ以テ返弁ノ約ヲナシ借入ルルアリ或ハ普通月利金ヲ借入ルルモノアリ然レトモ多クハ信用貸ナルヲ以テ抵当書入等ノ手数ヲ為スハ稀ナ

り其他返済期限長キハ半ケ年短キハ一ケ月ナリトス利金ハ其村浦ニ依リ一定ナラスト雖モ概シテ一ケ月一步乃至二歩半マテナリトス」⁶⁹⁾

高来海および彼杵海での

「まがつをノ釣漁ハ野母ノ漁者ヲ主トシ為石、加津佐、福島等稀ニ之ヲ為ス」⁷⁰⁾

五島海では

「まがつをハ福江島ノ南部即チ富江、大浜、玉ノ浦等ノ漁者主トシテ之ヲ釣獲ス……主ナル漁場ハ富江ヨリ南微東凡ソ六十海里ノ沖、方四十海里許ノ所……」

「はがつをハ黒瀬、福江、奈留島等ニ於テ多ク之ヲ漁ス」

「漁法ハ釣ヲ主トス……又大敷網ヲ施設シテ捕獲スルトコロアリ夏期獲タルモノハ概ネ節ニ製ス」⁷¹⁾ とされている。

松浦海も好漁場に恵まれ、

「まがつをハ松浦郡ノ西、沖の曾根、高麗曾根ニ於テ釣獲ス共ニ九州西北部ニ於ケル好漁礁ナリ」⁷²⁾

宍岐海についても

「まがつを、はかつをアリまかつをヲ漁スルハ湯ノ本ノ漁者ニシテ漁場ハ肥前ノ度島曾根及壱州曾根ニシテ旧暦七八月ノ交ヲ漁期トス……皆節ニ製ス度島節ノ製ニ均シ はかつをハ郷ノ浦箱崎ノ漁者之ヲ漁ス」⁷³⁾

ハガツオは郷ノ浦では塩イワシを餌料にした釣り、箱崎の漁業者は大敷網で漁獲している。

さて、当時のカツオ漁撈の実態をカツオ漁業の中心地野母崎村および富江村についてみる。まず、西彼杵郡野母崎村の状況から、明治19年頃のカツオ漁業を窺うと、同村は漁業が極めて盛んであって、当時カツオ漁船が33隻あるとした上で、

「鯉釣業は鹿児島諸島の内屋久島、永良部島及び肥前五島等の遠洋に航し之を営めり漁期は五月下旬より十一月中旬迄にして五月下旬より六月中旬迄は鹿児島諸島に到り（其航路凡百二十里）六月下旬より十一月中旬迄は五島及び女島の沿岸に到る（此航路凡百里）鯉舟は最も堅牢にして且つ大なり其長さ凡九尋二尺、一隻十八人を乗す而して艫は七挺を用ひ帆は六反を用ゆ然れとも別に数反の補帆を備へ微風なれば二反或は三反を補足し大小三本の帆檣を用ゆ故に順風なれば一日にして屋久及び永良部に達するを得へし殊に檣を用ゆるときは一時間平均四里ノ里程を航すと云ふ而して発程の際凡そ十五日間の米穀及び塩噌（味噌……引用者）を備ひ餌料の鯉魚を蓄養するを例とす若し中途にして餌料に欠乏を告ぐるときは之を其地方に求む」

「餌料は「エタレ」鯉（ヒシコイワシのこと……引用者）にして活籠に入れ海岸に浮へて之を蓄養し発程に際し舟の活間に移し航行す（此地にて用ゆる所の活籠は大なる角形のものにして勢州紀州等の如き円形のものを用ひす而して其大形のは長さ一丈二三尺、巾八尺許、高さ七尺五寸許にして餌鯉五石を蓄養す小形のものとも雖も長さ四五尺より七八尺に至れり」⁷⁴⁾

明治初期には既に漁船の大型化、乗組員の増大、漁場の沖合化、日帰り操業からの脱皮と餌料イワシの蓄養とが始っていた。当時（明治19年頃）天草船は大船で35人、小船で24～25人、薩摩では30人以上というのに比較すれば18人乗りというのは少々劣るが当時の宮崎県のそれと比べればかなり先進性を有していた。カツオ漁船が少ないにもかかわらず漁獲量で宮崎県に優るのはまさに、生産手段・技術の先進性がためであった。

「其捕獲物は重に之を其郷里に輸すと雖とも風波の模様により輸送する能はざる場合に於ては即ち其地方に於て之を販売す故に鹿児島諸島及び五島女島等の地には製造所ありて鰹節の製造を為せり。」⁷⁵⁾

南松浦郡富江村が漁場としていた女島近海では、

「女島近海に於て鰹漁を為すは独り富江村に止まらず薩摩天草及び野母崎、脇津の如き皆爰に来往して漁事を営めり是等の漁舟は富江又は女島の製造所へ其収獲を販売し或ハ我地方に輸送するものありと雖とも風潮の模様によりてハ悉く之を其避難の地に売る事あり此場合に於てハ価格頗る賤し玉の浦の如キハ此避難船の来るを待ち之を求めて鰹節に製すと云ふ」⁷⁶⁾

野母崎における分配。

「舟主及び漁夫の間に於ける収益の配当方法は各地差異あり薩摩及び天草地方にては給料を以て漁夫を雇ひ金額は其手術の巧拙により各多少ありと雖ども概ね一ヶ月五十銭より壹円を限りとす此賃金を支給するものは沖合或は遠航の漁事に於ては往々盗魚の弊を生ず 野母崎の如きは捕獲高の内之を分配するの法なるを以て盗魚の弊なしと云ふ其法先づ捕獲高の一割を引去り諸器具の費に充て其余は之を二十二に分割し四人を舟主の有とし残り十八分を拾八人の漁夫に分配す而して舟主ハ概ね鰹節製造の業を営むを以て充分の漁獲あるか又は鰹節の声価ある年は頗る大利を占むと雖とも年不漁に属し或製品の声価宣しからざるに於ては其損失蓋し少々にあらざるなり然れとも十年の平均を保つときは別に損失を見ずと云ふ」⁷⁷⁾

富江村にはカツオ船 10 隻があるが、その分配方法は、

「収益の分配法は漁船一隻（十八人乗）の一季中捕獲高八千尾此代金八百円（旧浜相場を以て計算す）此内四百七十円を舟乗にて引去り（四百七十円の内百二十円は前貸利子三百五十円は漁夫一季中の食料其の他雑費として引き去る）残金三百三十円を十八人の漁夫に分配するなり（漁夫一人の得る所十八円六十銭余なり而して前借元金は此内より償還するト法なり）」⁷⁸⁾

これによると鹿児島、熊本両県では固定給がとり入れられて、「盗魚の弊」をもたらしているのに、野母崎村では大仲代分け制をとって「盗魚の弊」を防止していること、宮崎県と異なり漁獲高の一割を大仲経費（「諸器具の費」として）を差引いているところに漁船の大型化、乗組員の増加の反映をみるが、船頭制度は尚確立していないこと、船主が加工場をも経営していること、富江村でも大仲代分け制賃金であるが、漁獲高からあらかじめ前貸利子を大仲経費とともに差引くなどは前賃金による漁夫緊縛の強さ、経営の前期的性格を物語っている。

次いで、当時のカツオ節製法についてみれば、前記幕末期日向から土佐式が導入されたが、なお薩摩式が主流であったものようである。すなわち、明治 32 年の『第二回水産博覧会審査報告』によれば、

「鰹節類ハ各地固有ノ製法アレハ随テ形状モ亦自カラ異ナリ各地方ノ製造者ハ互ニ其長短ヲ是非スルモ基本源ヲ繹ヌレハ何レモ準拠スルトコロアリ」とした上で、「伊勢、紀伊、阿波、伊予、日向地方ハ土佐節ニ類似シ昨今改良上ノ気運モ亦之ニ則トルモノノ如シ肥後肥前ノ節ハ概ネ薩摩節ノ分流トモ云フヘク節ノ風格能ク比儔セリ熊本県ノ如キハ近頃土佐節ニ倣フテ改良ヲ加エシモ實際ノ市価ハ却テ旧来ノ薩摩風ノモノ利益ヲ占メン」⁷⁹⁾ となっている。販路は大阪地方であって「凡テ薩摩節ノ需要ト同一地方ニシテ長崎県ノ節ハ多ク野茂節ノ名称ヲ以テ需要セラ」⁸⁰⁾ れている。

大阪地方への輸送は明治10年代すでに和船から汽船に転換をとげつつあった。「野母村産出ノ鰹節ハ旧来和船ヲ以テ大阪地方へ運送販売シ来リシニ風波等ノ為メ時日ヲ徒過シ販売ノ好時期ヲ失スルコト往々之アリシカ為メ汽船航通ノ便開ケシ以来ハ長崎港ヨリ汽船ニ抛リ輸送販売スルヲ以テ往年ニ比シ幾多ノ利益ヲ増進シ頗ル利益ヲ得タリ」⁸¹⁾

3. 明治後期

統計の整備される明治20年代後半から戦前に至るまでのカツオ漁獲高およびカツオ節製造高をまず通覧しておく。

表IV—1 郡別カツオ類漁獲高 (1,000貫)

	県 () 内はうち遠洋	西彼杵	北松浦	南松浦	() 内は うち遠洋	壱岐	対馬	その他
明治 27	369							
30	562							
35	151							
41	535	245	81	204		0	5	0
大正 1	284	65	36	171		10	1	0
5	443	(84)	73	263	(84)	84	8	2
10	383	(150)	8	265	(150)	61	2	4
昭和 1	278	(77)	7	210	(77)	21	14	9
5	166	(38)	1	120	(38)	6	15	1
10	171	(71)	7	115	(71)	7	3	2
14	316	(135)	43	173	(135)	55	3	3

(注) 各年県統計書より

(注) 1,000貫未満4捨5入

表IV—1はカツオ類漁獲高を郡別に示したものである。属人統計であるので他県船の水揚げは含まれない。漁獲量はカツオ類であって、カツオ一本釣りよりも網漁法——主にブリ定置網で——漁獲され、鮮魚出荷用とされることの多い小ガツオ類がかなり大量に含まれている。県全体の動向からすれば無論自然的豊凶はあるが、無動力船時代の方が動力化以降より漁獲量が多い。即ち、漁船動力化の過程で①かなりのカツオ船が上向化しえずに脱落したこと、②漁場の沖合化がもたらされるが、その展開も一定水準を突破しえないこと、③沿岸カツオ類漁獲量は減退し、網漁法によるものを中心とするに至ることがわかる。郡別推移をみると、南松浦郡が中心であり、漁船動力化、漁場の沖合化を達成させる唯一の郡であるが、西彼杵・北松浦郡は動力化過程で脱落していく傾向が明瞭である。

カツオ類漁獲高の郡別推移に比べ、カツオ節製造高のそれは網漁法による小ガツオの大部分が鮮魚向けとされ、カツオ節製造用から省かれるため一層顕著にカツオ一本釣り漁業の動向を反映する。だが、反面他県船からの原魚購入分も含まれることになるが、その量は県外船が漁撈と製造を兼営していることを考えればさして大勢に影響はなからう。

ここでも動力化後の衰退、製造の南松浦郡への集中化が窺知しうる。前表と同じく、昭和恐慌期の打撃も明瞭である。

『遠洋漁業奨励事業報告』では明治30年代のカツオ漁業の動向を次のように述べている。

表IV-2 郡別カツオ節製造高 (100貫)

	県	西彼杵	北松浦	南松浦	壱岐	対馬	その他	
明治	19	428	144	175	106	1	1	0
	25	763	314	29	400	20	1	0
	30	1,523						
	35	419						
	41	838						
大正	1	733	27	150	490	0	1	65
	5	690	12	4	653	16	5	0
	10	860	30	24	786	20	0	0
昭和	1	216	0	0	184	18	1	13
	5	48	0	7	20	5	15	0
	10	117	2	18	82	9	6	0
	14	196	3	1	162	28	2	0

(注) 各年県統計書より

(注) 100貫未満4捨5入

漁業の中心地は野母村、脇岬村で陰暦3～5月は鹿児島県下に根拠地を置き、七島付近に出漁し、6～11月には野母崎より五島男女群島および韓海済州島方面に出漁する。漁獲物は居村近海で漁獲されたもの以外は出漁先で生売りされ、自村に持ち帰ることはなくなった。野母村には明治36年に21隻(20人乗り)脇岬には9隻のカツオ船がいるが、出漁先が遠いのと、他県船の増加で漁獲量が減少、経営困難となり出漁船が減少する傾向にある。他方、近海出漁の小漁船は漸次大型となり(天草地方で建造し、従来300円位であったのが350～380円の建造費を要するものに)、乗組員も増しているという⁸²⁾。さらに、『長崎県紀要』(明治40年)で補足すれば、長崎県はカツオ漁場に恵まれているため、宮崎・鹿児島・愛媛などの諸県から出漁してくる漁船が増加していると述べた上、県下のカツオ漁業地として西杵郡野母・脇岬・伊王島、北松浦郡大島、南松浦郡では奈良尾・日の島・奈留島・富江の各村をあげ、中心地は野母・脇岬・富江・奈良尾としている。明治前期とさして異ならない。後でみるように明治37年でカツオ漁船は61隻(西彼杵郡33、北松浦郡19、南松浦郡9隻)となっているので、明治24年の51隻に比べ10隻増加している。「一隻に漁夫十五人乃至十八人乗込」⁸³⁾点は従来通りであるが、漁法で宮崎県漁夫の行っていた擬餌釣りが伝播しつつある点が変わっている⁸⁴⁾。漁場は、

「其漁期の始に於て沖縄、薩摩、熊本等より魚群に従ひ漸時北行し壱岐、対馬海に及ぶ其間数百里の洋中を往返疾走し之を釣獲し最近地方の鯨節製造所に至りて之を売却す……」⁸⁵⁾

漁場が沖縄県まで南下するようになった以外変化はないし、漁獲物を航海途中で売却することが多くなったことは上述した通りで、漁製分離はかなり進展していたものと思われる。カツオ節製法についての詳細は後述するが、「古来野母五島等は其固有の製法あり土佐、薩摩等と相对比して一種独得の妙味あり然るに近時殊更土佐若しくは薩摩等に模するものあるも之等は其長を取り短を補ふは賞与すべき事なれど其固有の妙味を失するの点は寔に思はざるの甚だしきものと云ふべし。」⁸⁶⁾と評されている。

表IV-3 カツオ釣船りおよびカツオ節製造一経営体あたり資本額 明治37年

郡名業種	営業戸数	営業資本額 円	内 自己資金 %	問屋貸金 %	個人貸金 %
西 彼 杵 カツオ釣り	33	1,000	86.6	0	13.4
北 松 浦 ”	19	1,510	40.7	0	59.3
南 松 浦 ”	9	866	100.0	0	0
長 崎 県 ”	61	1,141	69.1	0	30.9
宮 崎 県 ”	230	125	8.1	0	91.9
全 国 ”	2,703	1,062	51.9	7.8	36.1
西 彼 杵 カツオ節製造	16	2,951	100.0	0	0
北 松 浦 ”	12	1,679	50.4	0	49.6
南 松 浦 ”	23	1,106	63.3	0	36.7
沓 岐 ”	12	533	68.8	0	31.2
上県・下県 ”	8	2,188	100.0	0	0
長 崎 県 ”	94	1,512	80.2	0	19.8
宮 崎 県 ”	68	590	35.6	0	64.4

(注) 「水産経済調査」より

表は明治37年の水産経済調査の中からカツオ漁業・カツオ節製造をとりあげ、営業戸数・資本額についてみたもので、長崎県下のもを宮崎県（宮崎県については既に発表したので詳細は割愛）、全国と比較したものである。営業戸数はカツオ船隻数、節加工場数より小さいことはいうまでもないが、長崎・宮崎県では両者はほぼ一致すると考えて大過なからう。カツオ船は長崎県が61隻、宮崎県が230隻であるのに対し、カツオ節工場数では長崎県の方が宮崎県を上回っている。ことに県外出漁——出漁先での製造、あるいは原魚販売を行なった宮崎県と原魚を地元船のみならず県外船にも依存した長崎県の差が特徴的に示される。

長崎県下においてカツオと節加工との関連を少し具体的にみておくと、

西彼杵郡やカツオ船33隻に対し、加工場が16であって各村別にみても野母村20隻——8工場、脇岬村5隻——3工場、瀬戸村4隻——3工場、神浦村4隻——2工場と漁撈と製造とが同一村内で営まれている。北松浦郡では19隻——12工場で漁撈と製造とが結合しているのは富江（2—4）、大浜（7—2）で、あとの奈留島（0—2）、木花島（0—1）、三井楽（0—5）、玉ノ浦（0—3）、日ノ島（0—6）は節加工場があるのみで、原魚は他県、他町村のカツオ船に依存している。沓岐・対馬も全く同様で、五島・沓岐・対馬の離島は全部外来船から原魚購入し節加工するということになる。

さて、一経営体あたりの営業資本額についてみると、その内容が不明なため（全国のもは一経営体で2隻以上のカツオ船を経営している場合があろうし、営業資本の内訳も不明なため）単純に比較するのは危険を伴うが、大まかな傾向を知るには充分であらう。長崎県の場合、営業資本額は全国平均の1,062円相当を要するが、一経営一隻であるので、全国平均より少々上まわるとみなしてよからう（長崎県船の先進性については最初にのべた）。県内のうち北松浦郡が比較的高く（それだけ自己資本比率は低い）、逆に営業資本額の低い南松浦郡では100%の自己資本である。

長崎県と対比すると宮崎県のそれは極めて低い水準にある。県外出漁を多く輩出し、したがって漁船も稍々大型化したところの南那珂郡は若干高いがそれでも184円と驚くべき低さである。また同年の県内操業を行なうカツオ船の一事例（但し、典型事例であろうと思われる）では470円となつてはいるものの（しかも漁夫への前貸金120円を含む）、それでも長崎県・全国平均の半分以下の規模である（詳細は前掲拙稿にゆずる）。

カツオ節加工の場合でも一般に長崎県は宮崎県よりはるかに規模が大きく、自己資本比率も高い。ただし、節製造の場合は創業費の大半が原魚購入代金であるので、営業資本の自己資本比率の高低は直ちに経営規模と直結しない。

以上、カツオ漁業・カツオ節加工の一経営体あたりの資本額をみてきたが、資本の需給状況を次にみておくことにする。長崎県下一般の水産金融に関し明治37年の「水産経済調査」は、「従来ノ資金供給ハ漁事ノ業体ニヨリ各異ナルモ概シテ之カ資金供給ハ個人的信用貸借並ニ収獲物歩合分配ヲ目的トスル信用貸借及魚問屋若クハ仲買人ヨリ漁獲物全部提供（計算期ヲ定メ時価ノ一割又ハ二割ヲ扣除シ収支計算ヲ遂利息ニ充ツ）若クハ部分提供ヲ以テ普通資金供給ノ方法ナリトスル或ハ有担保貸借若クハ買戻権付ノ貸借契約或ハ原料代（調具類等）原料販売社ノ前貸等ヲナス其他正ニ一定ナラス畢竟漁民ノ擁護ノ方針ニ出テタルモノナリト雖モ漸次資本供給者ハ利益ノ壟断スルヲ専ラトシテ漁民ニ対スルノ待遇ハ自然日ヲ追フテ苛酷ニ失スルノ嫌アリ為メニ漁事ノ進歩見ルベキモノ甚少ナシ要スルニ県下多数ノ漁民経済ノ状態ハ家政窮枯ニ追ハレ漁船漁具ノ改良進歩ヲ企圖スルノ余資ニ乏シキモノ此々皆ナ異ラサルハナシ」⁸⁷⁾とのべ、資本供給の逼迫が前期的資本の跳やくを許し、漁業者をして資本蓄積を、そして漁具・漁法の改良、ひいては水産業とりわけ遠洋漁業の発展を阻害しているとしていた。カツオ漁業および節加工についても

「西彼杵郡野母村最モ斯業ノ隆興ヲ来シ資金頗ル多大ヲ要シ自費若クハ借金ニ依レリ然シテ一時ニ支出スルモノニアラザルニヨリ漁期ニ至レハ漁獲物収入金ヲ以テ流通シ得ルナリ其貸借担保物件ハ不動産ヲ以テシ利子歩合ハ金高ノ多少ニ応シ月利一步二三朱乃至式歩其期間ニ至テハ一定セズ元利支払ハ各自ノ契約ニ由ルトハ言ヘ概シテ例年旧曆十二月下旬ニ返済スルノ習慣ナリ又北松浦郡大島村ニ於テモ著シキ異同アルヲ見ズ」

同じくカツオ節製造については、

「鯉釣船ノ出漁スル西彼杵郡野母北松浦郡大島壱岐郡等ニ於テ之ヲ製造シ資金供給方法其他鯉釣船ノ項ニ記載シタル事項ニ同シ」⁸⁸⁾

北松浦郡「大島村鯉釣ニ於ケル資本ハ比較的多額の費用ヲ要スルヲ以テ釣船拾八艘郡村宅地五百坪ヲ担保トシ土地ノ富豪ヨリ壱万七千円ヲ借入レ居レリ其利息ハ年壱割五歩ナリト言フ」

また、「水産業ニ要スル資金貸借担保物件量価」には、大島村はカツオ釣り船18隻（1戸1隻持）でその営業資本金額27,270円のうち17,000円が借入貸金とされているが、船18隻を担保に11,000円（時価は16,200円）、郡村宅地500坪で6,000円（時価7,500円）を借入れている。同じく「水産物ニ対スル荷替為ハ大島村ニ於ケル鯉節製造期ニ於テ……一時資金ノ融通ヲ囿ルモノニシテ物品販売ト同時ニ元利返済シ其利息ハ年壱割トス」とされている。銀行名は九十九銀行、平戸商業銀行の二行である⁸⁹⁾。

次に、南松浦郡は「……縫切網鯉釣ハ本郡ハ漁場ノ関係上最モ枢要ノ位置ニ居リ随テ大ニ発

展ノ余地アルカ故ニ金融機関ヲ利用シ得ルノ時機ニ際会セハ資金ノ需用ハ一層ノ増進ヲ見ルベク頗ル有望ノ漁業ナリトス」として、資金需給の逼迫がカツオ漁業の発展の極桔であることを指適している⁹⁰⁾。

同じく対馬では、

「鰹釣船島民ノ本業ニ従事スルモノ極メテ尠シト雖モ魚群ノ来遊多キヲ以テ他県郡ヨリ来漁スルモノ年次増加ヲ来セリ故ニ餌料供給常ニ不足ヲ訴ヘ時ニ皆無ノ状況ニ遭遇スルコト稀ナラサルニ依リ漁業上困難ヲ感スルノミナラス為メニ豊漁ノ域ヲシテ不漁ニ終ラシムルノ不幸ニ陥ラシム依テ茲ニ適当ノ生洲ヲ設備シ臨機供給ニ応セシムルニ於テハ其漁獲ハ期シテ待つヘク漸次島民ノ就業多キヲ加フルノミナラズ新規漁場ヲ発見シ益々斯業ノ盛況ヲ見ルニ至ルベシ」だが、生洲の設置よりも餌料網の発展そのものが極めて未熟・幼稚な段階にあった。

「島内ニ於テハ未ダ巾着網、沖取網ヲ使用スルモノナシ要スルニ本網ノ鰯、鰯、鯖、鰯漁業ニ有利ナルハ従来ノ経歴ニ望シ明瞭ナルニ依リ現今専ラ本島ニテ使用スル地曳網ヲ使用スルノ外本網ヲ使用スルニ於テハ其収益顯著ナルモノアルベシト雖モ右網調整ニ要スル費額ハ数千円ヲ投資セザルヲ得ス為メニ当業者ニ於テハ其利益ノ大ナルヲ感シツツ薄資之レカ調整ヲ為ス不能ニ依リ資金ヲ渴望スル甚シキモノアリ」⁹¹⁾

また、カツオ節製造についても「本業ノ原料タルヘキ鰹漁ハ本島西海岸ニ来遊スル最モ多ク其漁法ヲシテ完成ナラシムルニ於テハ其漁獲高ノ豊富ナルハ敢テ疑ヲ容レサル所ナルニ依リ漁獲ノ多キニ從ヒ節製造之レニ伴ヒ隆盛ヲ来タスヘキヲ信ス故ニ資金需要ノ途ヲ開クノ尤モ必要ナルヲ認ム」⁹²⁾

次に資金供給側についてみておこう。県下全船でみれば、資金供給者は魚問屋、もしくは仲買人を中心とするが、

東彼杵郡「彼杵村問屋ニ於ケル前貸金ノ方法等左ノ如シ北松浦、南松浦二郡ノ漁業者（鰯八田、鰹大敷）ニシテ身元確實ナルモノニ対シ信用貸付ヲナス期限ハ十ヶ月（一漁期限）利子月壹部五厘ニシテ漁獲物多キトキハ期限ニ拘ラズ隨時返済ス然レトモ従来契約ノ期日ニ返済セシモノ稀ナリ概シテ三ヶ年位据置ノモノ多シトス是レ蓋シ担保物件ノ提供ナク從テ之レガ処分ヲ為サザリシ旧慣ニ因ル弊ナリトス

早岐村問屋ニ於ケル分左ノ如シ北高来郡（えびかし網）西彼杵郡（鰯鰹釣及網）北松浦郡（鯛長ノ及鰯網）南松浦郡（鰯鰯網及鰹漁）ノ漁業者及販売者ニ貸付ク是亦何レモ無担保ニシテ漁獲物代価ヲ以テ返済スルノ契約ナリ元利仕払期限ハ六ヶ月利子月壹部五厘トス然レトモ前記ト同シク期日ニ至リ全部返済ノモノ極メテ少ナシ概シテ数年据置トナル悪慣例アリト云フ」⁹³⁾

長崎県において動力化以前のカツオ漁業、カツオ節加工業経営の実態が判明するのは明治37年の「水産経済調査」のもので唯一である。まず、カツオ釣り漁業からみていくと、事例数が8経営体（西彼杵郡5、北松浦郡2、南松浦郡1）ある（表IV-4）。操業期間は、概してカツオ漁業が盛んで専業度の強い西彼杵郡野母村、脇岬村、南松浦郡富江村では7～8ヶ月と長期に亘るのに対し、その他地域では夏季から操業を行なうため期間も4～5ヶ月と短い。

営業資本額はほぼいづれも1,200～1,500円の範囲にあり、その内訳は漁船建造費として、400～500円（肩巾1丈1尺余から1丈2尺まで）、梶、櫓、帆、櫓、網類等の漁船付属具とし

表IV-4 カツオ釣り漁業経営

明治37年 単位:円

郡名	西彼杵郡	〃	〃	〃	〃	北松浦	〃	南松浦
村名	野母村	〃	神浦村	瀬戸村	脇岬村	大島村	平戸村	富江村
操業期間	旧3~11月	4~11	7~11	7~11	4~11	8~11	7~10	6~12
1. 営業資本	3,111	1,375	1,200	1,185	1,375	1,515	1,420	1,276
漁船建造費	430	420	400	400	420	500	400	1,150
漁船付属具	657	450	500	450	450	400	500	40
釣り具	24	5		35	5	15	20	6
流通資金	2,000	500	300	300	500	600	500	80
2. 収入	2,800	2,175	1,260	1,120	1,575	2,500	825	1,215
3. 支出	2,841	1,492	1,096	919	1,330	2,151	1,131	1,167
餌料費	500	480	400	280	350	600	399	300
漁夫賃	1,775	840	336	392	630	1,050	290	570
食料	345	296	300	225	265	300	250	147
薪油	30	35			25	20	10	20
修繕費	50	185	60			50	80	100
雑費	100	65			20	100	80	15
公費	41	41	2		40	31	22	15
4. 利潤	- 41	683	164	201	245	349	- 306	48

(注) 県立図書館所蔵「水産経済調査」

(注) 円未満は4捨5入

て400~500円, それに漁夫前貸金と思われる流通資本300~600円で構成されている。

収入の項は全てがカツオ漁獲高で占められるとしてよく, 漁獲尾数は乗組漁夫(一隻15~30人で平均20人), 操業期間の長短によって, 2,500~9,330尾と大きな差がある。しかし漁撈は機械の導入, したがって分業体制がみられないため一定期間中の1人あたり漁獲量には大きな差はなく, 1人1カ月平均40尾ほどとしてよい。1尾あたり平均魚価は約35銭であるので, したがって収入構成は40尾×20人×5カ月又は8カ月=1,400円および2,240円といったところである。

支出の部では, 餌料費が300~600円とかなりの巾がある。餌料イワシは主に巾着網からの供給を受け, 自給することはない。その使用量は弱いながらも漁獲高したがって漁夫数・操業期間に相関するが, なお個別事情が強く作用している。支出項目の中で最も高いのが漁夫賃で(資本の有機構成の低さ), その配分方法が判明するのは4事例だけで, 漁期の長い場合2事例が固定給(7カ月間1人30円, 8カ月間1人42円)をとっており, その他が漁獲高の4割配分(1人1カ月3円94銭)という単純歩合制, 漁獲高から餌料・食料代を控除した残額の6割を配分(1人1カ月2円69銭)という大仲歩合制となっている。4事例をもってしてカツオ漁業における配分方式を論断するわけにはいかない。とくに, 固定給が2事例あったことをもってしてそれが支配的になった(明治前期では前述のように大仲代分制)と速断するのは, 37年当時の日露開戦による魚価高騰といった条件による一時的な方式である可能性も多分にあり許されない。ただ, 前期と比べてカツオ漁業における資本蓄積の進展が, たとえ一時的

な好況局面に支えられているとはいえみられ、それに応じて固定給採用を行なう事例も出現し始めた点は注目されるべきであろう。漁夫1人1カ月あたり賃金は固定給で4円29銭、5円26銭で単純歩合制の3円94銭、大仲歩合制の2円69銭を上廻っているところにその意義がある。しかし、それでも食料費を加算した漁夫賃金が当時の米1石14円に比べてあまりにも低賃金で船主による搾取がいかに激しかったかには留意する必要がある。船主利潤は、漁夫賃金と比較しえぬ高い水準にあり、2割に近い利潤率を誇るものの、前期的資本家からの借入利子を考えれば、資本蓄積の進行とはいっても自ずと限界をもってのことである。

表IV-5 カツオ節製造経営 明治37年・単位：円

	1	2	3	4	5	6	7
郡名	西彼杵	北松浦	南松浦	南松浦	壱岐	壱岐	
村名	野母村	大島村	富江村	富江	香椎村	香椎村	宮崎県
営業期間	4~11	8~12	7~9	7~9	6~8	8~10	4~7
1. 営業資本	1,216	1,780	1,520	1,550	3,940	6,400	623
製造所	520	525	100	100	480	1,050	84
製品器具	146	255	120	150	192	350	39
現金	550	1,000	1,300	1,300	3,268	5,000	500
2. 収入	1,497	3,340	1,775	1,775	4,074	7,700	1,049
カツオ節	1,380	3,240	1,710	1,710	3,954	7,500	1,000
その他	117	100	65	65	20	200	49
3. 支出	1,361	2,879	1,638	1,488	3,664	5,839	935
原料	1,150	2,250	1,500	1,350	3,268	5,250	833
薪	27	60	40	40	60	28	18
人夫賃	96	350	55	55	60	315	64
公費	10	15	12	12		21	2
修繕費	45	30	11	11		70	3
雑費	33	174	20	20	336	155	15
4. 利潤	136	461	137	287	410	1,861	114

(注1) 県立図書館所蔵「水産経済調査」

(注2) 円未満4捨5入

表は「水産経済調査」で示されたカツオ節製造経営事例で表にまとめ、かつ比較対象のため宮崎県のものを付記しておいたものである。宮崎県のものは、

「鯉節製造家ハ土地ニヨリ規模ノ大小アルノミナラズ普通製造準備セル家ニテモ盛漁期又ハ大漁ノ期ノミ製造シ或ハ生節ヲ主トシ僅々調節ヲナスアリ或ハ専ラ調節ヲ製スルアリテ資本ノ差額人ニ依リ相間隔スル少カラス今普通ノ例ヲ茲ニ示ス」⁹⁴⁾

長崎県下での事例数は6つであるが、注目されるのは壱岐郡香椎町の事例が2つあることである。明治24年の『水産事項特別調査』には当村にカツオ節製造の行なわれていたことが判明するが、同37年の「水産経済調査」にはカツオ漁船はないもののカツオ節工場は12工場もある。同村の場合流通資本とよばれる運転資金は他村に比べて著しく高額であること、また、対島でのカツオ漁業が

「島民ノ本業ニ従事スルモノ極メテ尠シト雖モ魚群ノ来遊多キヲ以テ他県郡ヨリ来漁スルモノ年次増加ヲ来セリ」⁹⁵⁾等を総合すれば、他県船からの原料購入という他村とは異質な性格を帯びていたことがわかる。営業期間についていえば、カツオ釣り操業期間に略照応し、4～11月の8カ月に及ぶ野母村と、7～9月前後の約3カ月製造というその他の地域とに分かれる。野母村を除く著しい営業の季節性は、他県出漁船の操業形態との関連で理解される必要がある⁹⁶⁾。

営業資本額は流通資本額によって左右され固定資本部分としては製造場の500円(建坪21坪程度、事例6が70坪、宮崎県では12坪)、製造器具150円前後であるにすぎず、営業資本額の5～8割が原料購入代金としての運転資金である。製造器具の内容は宮崎県の場合、蒸籠50個(12円50銭)、煮籠20個(8円)、切合2個(2円)、半切桶5個(5円)、担桶2組(1円50銭)、庖丁2組(1円50銭)、蕨100枚(5円50銭)、削庖丁3組(1円20銭)、大籠2個(1円50銭)であり、長崎県香椎村(事例5)では、釜2個(48円)、煮籠70個(42円)、蒸籠60個(30円)、水桶2個・半切4個(50円)、庖丁その他雑費30円とされる。技術レベルは相類似しているものの同じ器具でもかなりの価格差がある(理由不明)。

収入の項では、カツオ釣りと異なり営業期間と全く相関をなさないどころか、相反する傾向がみられる。それは自村船に原料を依存するか、他県船から購入するかの違いであるといつてよい。収入のほとんどがカツオ節の販売で占められ、1貫あたり2円10銭から2円82銭の間にある。宮崎県では2円50銭である。収入その他は、塩辛や荒粕、魚骨等の肥料向販売金である。

支出の部では、その8～9割が原料カツオの購入代にあてられる。1尾あたり40～50銭の計算になるが、釣船からの売り渡し価格は35銭であるので両者の間に10～15銭の差がある。この差は魚体の大きさ、水揚手数料等であろうが若干大きすぎるくらいがあるように思われる。

支出の部でもう一点注目しておきたいのは人夫賃である。日給30～35銭(宮崎県では35銭)の場合が多いが、富江村では4人が季節雇で3カ月1人当たり13円25銭、1カ月にして4円58銭となっている。この賃金水準はカツオ漁夫の賃金に略等しい。カツオ節製造経営にあっては、固定資本部分が少なく、また労賃形態も日給制であつてみれば、利潤は黒字として現われるのは当然で、カツオ釣り漁業より安定している。

明治末期長崎県産のカツオ節評価を明治40年の「府県連合共進会」でみると、

「鯉節ハ殆ント全ク、南、北松浦、西彼杵三郡ノ出品ニ係レリ而シテ此小区域所産ノ節類ヲ見ルニ生産地各々一種ノ風格ヲ存シ種々ノ形様ヲ顕ハセリ、五島ノ出品ハ粉虫ノ害ニ罹レルモノ多キハ秋節タルニ依ル可シト雖モ亦煮湯ニ塩分ヲ含ムモノ多キニ依レルナキカスノ如ク含脂量多キ材料ヲ以テ之レヲ製造スルノ技術ニ及ンテハ更ニ注意ヲ要ス、其調截専ラ土佐風ニ模倣セルモノハ籠立ノ方法未タ其要領ノ得シテ雄節ノ著ルシク屈曲セシメタルハ宣シカラス、天草節ニ擬セシモノハ製造ハ概シテ粗笨ナレトモ風致ハ伝ハレリ然レトモ通弊ハ煮熟ノ不充分ナルニアリ

西彼杵郡ノ出品ハ殆ント全ク野母村ノ産ニシテ出品ハ七八分相ノモノ多シ之ニ依テ全貌ヲ評スルハ酷ナレトモ煮熟ノ不充分ナルハ通弊ナリ」⁹⁷⁾

カツオ節改良は、漁船動力化、漁獲量増大によって切実さを増してくる。

「由来本県ノ鯨節製造法ハ頗ル幼稚ニシテ市価常ニ揚ラサルニヨリ之ヲ改良セシムル目的ヲ以テ本伝習所ヲ……設置シ全国ニ於テ最モ発達セル静岡県焼津ヨリ優秀ナル技倆ヲ有スル当業者ヲ聘シ広く県下ニ生徒ヲ募集シ……専ラ技術ノ伝習ニ従事セリ」⁹⁸⁾

静岡式のカツオ節製法は「全ク在来式ト異ナル」ものであった。両者の違いは、後述する熊本県のそれと土佐式との差と大略同じであって、箇条書きにすれば、

- 1) 在来式には「海水ヲ引キ氷ヲ投ジテ冷却シ長ク魚ヲ貯蔵セシム」「活場」の設備がなかった。
- 2) 截断・身卸しでも静岡式は先ず切れ目を入れてから行なうので歩止り良く、かつ雄節を大きくとるのに対し、在来法はぶつ切りゆえ歩留り小さく、商品価値を落としている。
- 3) 静岡式では籠立てに立盤を用いて、節の地荒れを防ぐ努力がなされるのに対し、在来式では盤を用いない。
- 4) 煮熟は静岡式では「釜場ノ天井ニハ滑車ニヨリテ天秤ヲ吊シ煮籠ヲ懸垂シ籠ノ出入ニ便」な設備を設け、むらなく煮熟するに対し、「地方ノ煮方ハ節ノ煮加減不揃ニシテ……従ツテ製品ノ形状色味ヲ一定スルコト能ハザル」
- 5) 骨抜きは在来法では翌日行なうので「肉身骨ニ固着シ節ヲ損ジ量目ヲ減」じていたのに改良法は即日抜き盤を用いて荒骨を抜き、翌日小骨抜きをなすので節の損傷少ない。
- 6) 焙乾法は同様だが、静岡式で行なう修繕を長崎では行っていない。削りには技術上の差異はないようである。
- 7) 黴付けを静岡では3～4回行なうのに対し、「地方ニテハ青黴ノママ売買スルヲ例トスル」状況であった⁹⁹⁾。

以上によって、在来式の後進性が明瞭である。

4. 大正時代

漁船動力化の行なわれた明治末の漁期および漁場をみると、

「本県下沖合ニ於テハ四月中旬ヨリ十月ニ至ル間ヲ漁期トシ就中六月乃至九月ヲ盛漁期トナス而シテ四月以降八月ニ至ル期間ニハ南松浦郡女島男島島付近ニ来游シ爾後漸次北上スルヲ以テ八月ニ至レハ野母崎南松浦郡東西沿海宇久島岬岐対州沖合ニ至ル漁場ニ於テ漁獲アリ十・十一月ニ至レハ海水温度漸次下降スルヲ以テ南下スルモノノ如シ」¹⁰⁰⁾

漁期になると「高知、宮崎、愛媛、徳島諸県の漁船来り漁するもの少からず」¹⁰¹⁾ あった。主要カツオ漁業地の置かれていた条件は、北松浦郡大島村は漁港としての条件を具備するも漁期遅く、

「南松浦郡富江村ハ漁期早く出漁ニ便ナルモ餌料不廉ナリ同郡奈留島村ハ富江村ヨリ比較的廉価ナルモ出漁不便ニシテ漁獲物処理ニ困難ナリ西彼杵郡野母村ハ鯨漁業資本主自ラ餌取網ヲ使用シテ漁獲且ツ活場ヲ有シ漁獲物処理ノ方法備ハレリト雖比較的漁場遠シ」というにあった。「此外南松浦郡大浜村黄島及ヒ玉ノ浦村日ノ島村等亦鯨漁船ノ出入スルコトアルモ根拠地タルヘキ要素ヲ欠ケルヲ以テ未ダ盛ナラス」¹⁰²⁾

漁船動力化の過程を後に餌料供給地として繁栄する奈留島についてみると、明治33年頃から「富江を基地とする野母方面の鯨釣船が時化の避難港として……入港してき

た。……明治36年頃には、鯉船は宮崎、鹿児島からも見えるようになった。明治39年には延岡の人、日高丙四郎が20馬力焼玉エンジン発動機船を乗り入れて、村人はもちろん同業者を驚かした。……日高氏は簾こぎの船を尻目に漁場に先着し独占の形となったといわれていた。明治41年頃には鹿児島、宮崎、野母の船も大部分が発動機船となった。岐宿の西村力之助の船は蒸気船となり村民を驚かした。……また天草牛深の油屋の船団母船は鎌倉丸といって更に大きい汽船であった。このような汽船は富江を基地とした鯉漁で、その餌鯉の供給地として発展したのが奈留島であった。」¹⁰³⁾

餌料供給については後に述べるとして、北松浦郡大島村へも県外船を中心にカツオ漁船が40余隻にも及ぶことがあり股賑をきわめたが、宮崎・高知の二県は石油発動機付漁船であり熊本県天草郡のものは在来船7～8隻を曳航する200余トンの汽船二隻であったという(上記油屋の船団母船鎌倉丸をさすのかもしれない)。

「船体ノ構造大小及ヒ補助機関馬力ハ各船ニヨリ異ナリ従テ速力亦同シカラスト雖船体ハ日本形漁船ニ局部ノ改造ヲ加ヘタルモノ多ク長十二乃至十四尋幅一丈二尺乃至一丈三四尺馬力二十乃至二十五馬力ニシテ帆檣ハ起状シ得ヘク構造セリ故ニ汽力ノミヲ用フルモ六乃至八湮ヲ出ツルアリ」¹⁰⁴⁾

長崎県のカツオ漁船は、他県船に刺激・促進されて41年頃から動力化し始めたもので、45年にはカツオ漁船50隻中17隻が石油発動機または蒸気機関をとりつけている(表IV-6)。

表IV-6 カツオ漁船隻数 明治45年

	動力船	無動力船
計	17	33
長崎市	6	—
西彼杵郡	6	24
北松浦郡	—	1
南松浦郡	5	8

(注) H・T生「長崎紀行」『大日本水産会報 第356号』

また、漁船動力化して全国の趨勢に歩調を合わせ得たのは、長崎市・西彼杵郡・南松浦郡のみになり、漁業地の選別集中化が進展していた。明治42年当時発動機関がなお不完全な時、無動力船・石油発動機付漁船・蒸気機関付漁船三者の経営比較がなされており、興味深いので掲げておく(表IV-7)。

若干の補足をしておけば、漁期は4月14日から10月31日の約7カ月、200日で、うち出漁日数は130日とし、漁獲高は42年において無動力船・石油発動機付漁船ともに比較的多いものを選び、蒸気船は石油発動機船と同じとした。無動力船と動力船の違いはあらゆる面であらわれ、特に漁獲量・船価償却費および利子・燃料・餌料・機関部職員給料等で著しい。いづれも動力船が無動力船を大きく上まわすが、大半が漁夫所得となるところの残高でも動力船が無動力船の4～5倍に達する。動力船の優位は明白で、動力船で使用した「日高氏は簾こぎの船を尻目に漁場に先着し独占の形となった」のも当然であった。動力船同志では蒸気船の船価

表IV-7 無動力船と動力船との経営比較

明治42年・円

		無動力船			石油発動機船			蒸気機関船			備	考
規	模	人 25	人 27	トン 25	HP 30	人 28	トン 25	HP 30				
収	入	2,160			7,865			7,875			漁期7ヵ月, 出漁日数130日	
支	出	1,562.60			5,593.23			4,546.50			1尾 45銭	
	米	390			421.20			468			1石 13円	
餌	料	800			1,600			1,600			1持(1斗2升入桶8杯) 20円	
船体・附属品機関修繕費		120			360			200				
船	償	64.10			408.33			583.33			無動力5年, 動力船10年償却7ヵ月分	
船	購	38.50			490			700			船価×利子(1%)×7ヵ月	
石	油・石				1,638			499.20			130日×1日 15時間	
マ	シ				245.70			31				
機	関				280			315			機関士, 助手各1名×7ヵ月	
雑	費	150			150			150				
残	高	597.40			2,281.77			3,228.47				

(注) 『明治四十二年度長崎県水産試験場業務報告』22~25頁

が高いため、償却費および借入金利子で高く、石油発動機船では燃料(灯油)が著しく高い。その結果蒸気機関船の方が残高において勝る。それゆえ、動力化初期においては蒸気機関船が累々出現をみるが、しかしそれは石炭の入手難と機関操作の不便、漁獲物積載量の制限があって伸び悩み、他方発動機漁船はその後機関改良によって故障も少なくなり、燃料も安価な軽油にかわってますます普及していく。

なお、機関部職員(機関士、助手、火夫)が月給制であるのに、一般漁夫は歩合制として計算されている点が(現実を反映してのことであろう)注目される。

明治30年代県外船の入漁が増え、さらに漁船動力化によって餌料需要が増大してくると、その供給地として奈留島が抬頭してくる。奈留島での餌料採捕は地曳網、八反網(まき網)によって行なわれていたが、主として八反網が重要であった。八反網が奈留島にもたらされたのは明治32年頃で、西彼杵半島の漁夫が篝火を用いて漁獲し、漁獲物は主に肥料向けとされた。35年には野母のカツオ船が餌料イワシを求めて奈留島に入港したのを契機に地曳網主宿輪卯平次によって蕃養がなされ、成功をみて以来、八反網は地元漁夫の間に普及し、篝火も石油灯に改良されていく。以降、奈留島の八反網による餌料供給は活発化し、大正10年頃には最盛期を迎えた。

「ところが大正12年の関東大震災により男女群島沖合を中心とする土佐高知を主とする鰹漁業に大なる変化を見るにいたり、富江を根拠地とする鰹漁業が不振となり鰹の餌としていた鯷の供給地として鯷の生計を計っていた奈留島も、この漁況の異変によって関係事業者の倒産相次ぐ惨状を呈し、この余波が全島民を疲弊困苦の極に達せしめた。しかも当時欧州大戦後の不況下であり全国津々浦々に至るまで、深刻な影響を与えていた時代なので、島民の生活も組合の経営も行詰ってしまった。」¹⁰⁶⁾

関東大震災・第一次大戦不況による漁獲不振・経営悪化の二重打撃によって、奈留島の餌料

供給は個人経営から部落網組経営へと再編されていく (大正15年以降)。

県内船の漁場は五島近海であり、漁船は20トン内外、40馬力級のものが主力であったという (大正末)。明治期、無動力船で薩南海域にしばしば出漁していたのに比べ、五島富江を基地とした日帰り操業形態に後退してしまっている。関東大震災の直接的影響を五島富江 (南松浦郡) についてみると、

「大正八年の鯉漁獲高は六百五十万貫で鯉節製造高は百二十九万貫其価額百参拾万円で県全体の約8割を占めて居る。所が大正九年同十年の不漁たらなかった。殊に大正十年はまだ嘗てないと云われた程の大不漁で鯉船一隻で少きは三四千円多きは七八千円も損したとの事である。高知・宮崎・愛媛・鹿児島等の各県から来た船も多大の傷手を受けて悄悄と帰ったのである。富江全体の損失でも式参拾万円の事である。」

「富江の鯉漁業者は地元の者は西本古本中島其他一二軒に過ぎない。他は高知宮崎愛媛等の各県人で殆んど他県人に占有された形である。しかも地元漁業者は次第に圧制される傾向がある……」

「富江で製造される鯉節は土佐式で五島改良節と云っている。此土佐式製法と静岡式製法に改良するの必要は多数の製造業者が認めて居る。所が此改良がどうしても出来ぬらしい。其根本原因は金融の関係上製品を売り急ぐのである。本枯れにならない；即ち徹つけもせないで売り出すのである。他の一原因は夏時漁獲の鯉はなえて損傷するのが多く鯉節に製して後も傷が沢山ある。それで蒲鉾で修理せない静岡式を用ふると製品が外観甚だ悪く到底良い値で販売出来ない為めだと云って居る。若し強て静岡式で製造するとすれば鯉のなえるのを防ぐため水を用ひねばならぬので改良を躊躇さすとの事だ。」¹⁰⁶⁾

最後に、大正14年度のカツオ釣り漁業の乗組員の賃金額・賃金形態を他県と比較しておく (表IV-8)。九州・沖縄県と本州・四国各県とを比較すれば

表IV-8 大正14年度カツオ釣り漁業者賃金 1人1日平均 円 (含賄料)

県	形態	船長	機関長	船頭	油	差	漁夫	水夫
長崎	固定給	—	1.67	1.25	—	—	—	—
	歩合給	—	—	—	1.00	1.00	—	—
鹿児島	固定給	—	—	—	0.81	—	—	—
	歩合給	—	0.89	0.89	—	0.81	—	—
沖縄	固定給	—	—	—	0.84	—	—	—
	歩合給	—	1.09	0.91	—	0.82	0.73	—
高知	固定給	2.55	2.55	—	1.71	1.41	1.41	—
	歩合給	2.51	2.55	—	1.71	1.41	1.41	—
静岡	固定給	—	—	—	—	—	—	—
	歩合給	2.46	2.46	2.13	1.64	1.48	1.48	—
千葉	固定給	—	2.29	2.94	2.29	1.96	—	—
	歩合給	—	0.58	0.61	0.48	0.41	—	—
福島	固定給	—	0.44	0.44	0.31	0.31	0.31	—
	歩合給	—	2.72	2.72	1.21	0.97	0.97	—

(注) 『水産界 No. 528』 (大正15年11月)

- ① 九州・沖縄県の賃金の低さが顕著である。本州・四国各県のうち静岡県もかなり低いが、それでも九州地方と比べればなお5割ほど高い。高知・千葉・福島諸県は2倍以上となっている。
- ② 九州地方では歩合給が支配的であるのに対し、静岡県を除く各県では固定給が多かれ少なかれ採用されている。カツオ漁業先進地の高知・千葉両県では歩合給より固定給の比重が同じか高くなっている。静岡および九州地方では歩合給形態による労働搾取が著しく、低賃金を結果する。
- ③ 乗組員間の賃金格差は本州・四国地方で大きく、九州地方では小さい。その意味するところは漁業規模が相対的に小さく、船頭制度の顕在化しない段階での代分制賃金形態の色彩が濃厚であると換言することもできよう。
- ④ 長崎県は九州地方の賃金形態額と異なるところがない。低賃金——歩合給——格差小を特徴とし、また、それは船長・水夫の欠如にみられる如く規模の相対的零細性・分業体系の未確立を反映している。

V. 熊 本 県

1. 藩政時代

県下で唯一カツオ漁業を営んできた天草地方の漁業制度は特異で、幕府直轄地となった直後の正保2(1645)年に定浦制がしかれ、農・漁村が截然と分離される。沿海町村のうち7町村が定浦と定められたが、定浦は舸子役および漁方運上の反対給与として領主から専用漁業権を賦与されたが、指定されなかった村落は過重貢租負担を完納するために漁業は禁止された。その後、万治2(1669)年の郡高半減によって定浦も17ヶ浦に増え、また舸子役の売買譲渡を通じて明治初年には24ヶ浦にまでなったという¹⁹⁷⁾。舸子浦では舸子役負担者による網株制が設けられ、漁具数の制限、新規漁具の禁止がなされて漁業の発達には阻害されたのである。

そうした中で、カツオ漁業は天草郡牛深村(定浦の一つ)の緒方惣左衛門によって始められる。彼は商人出身であり、享保17(1732)年に没している。元禄期に創始されたとみてよからう。このことは、日本のカツオ漁業勃興時の特色——幕藩体制の基礎が確立し、封建経済体制の繁栄を示した元禄および享保期にカツオ漁業が叢生し(長崎県でも同じ)、その担い手が商人であったという——をよく表現している。

牛深地方のカツオ漁業は薩摩地方より伝播したものと推定されているが、

「爾後百有余年ヲ経テ稍々発達ノ氣運ニ向ウ、漁場ヲ鹿児島県下甕島及長崎県下五島ノ近海ニ拡張シテヨリ漁獲著シク増加シ、四一五十年ノ間ハ最モ隆盛ヲ極メシモ同業者増加ノ結果労銀其他營業上ノ支出収入ト相伴ハザルニ至リ、漸次衰退ニ傾キ元治慶応ノ頃ニ至リテハ漁業者著シク減少セリ、此時ニ方リ残存セル營業者ハ寧ろ遠海ニ利ヲ索メント欲シ漁船ヲ大ニシ乗組員ヲ増加シテ沖海ニ出漁スルニ至リ、一時豊漁ヲ招キ魚群ハ漸次遠海ニ避ケ……」¹⁹⁸⁾たと経過を述べている。幕末期の漁場沖化は、弘化1(1844)年には天草および串木野から5隻、鹿籠から2隻計7隻が、2年には6隻、3年には3隻が坊泊浦のカツオ館場に入漁したという記録からも示されるが(「坊津拾遺史」)、本格化は慶応1(1865)年深川卯三郎による漁船改良によって達せられる。改良漁船は、「旧製ヲ改メテ長サ五丈幅一丈二尺トシ船中ノ器具ニ至ルマテ

悉ク旧物ヲ棄テ堅固ヲ主ト……」¹⁰⁹⁾ している。深川卯三郎について

「卯三郎さんな一荷女籠担い(魚の行商人) やったち、言うで」「卯三郎さんな、そうして一荷女籠担いで儲けて、今度はな古船ば一艘買うて鰹ばやらったちもン。それを大阪に持って行かしたわけ。……儲けた銭が、花菱敷いてこう山盛りになつたち、言うもン。」¹¹⁰⁾

卯三郎(明治6年死亡)は魚商から身を起こして後、大船元・大地主となっていく点興味深い。卯三郎の子勇次郎のカツオ漁船は長さ3丈8尺、肩巾1丈1尺、乗組漁夫45人で普通のものに倍する大きさで、

「二月より九月までを漁期とし多く肥前五島平戸等に客漁す其客漁するものは概ね一漁期中帰航せず出先にて鰹節に製し之を送致す故に深川氏は其客漁を為す各処に納屋を有すと云ふ¹¹¹⁾ これを漁船改良による沖合漁場とは肥前五島・平戸地方であつて、出漁先で節加工を行なつていたことがわかる¹¹²⁾。

2. 明治前期

熊本県漁業を特質づけていた舩子浦制は、明治8年の雑税廃止、海面官有宣言に抵触し、同年11月県は次のような布達を出している。

「……各村是迄農漁区別相立村持ノ地所ニ於テハ漁夫ノ者共ノ稼方ヲ禁シ海面ニ於テハ農方ノ漁事ヲ差拒等ノ旧習有之不都合ニ付以来右等ノ儀ハ断然相廢シ其村地先海面并村持ノ地所共其村入会ノ儀ト相心得農漁互ニ営業」¹¹³⁾

上記布達に象徴される封建的漁業秩序の廃棄の影響は、

「回顧スルニ維新后ハ各地漁業ノ制限モ自ラ弛ミ自主自由ノ有様トナリ農家ニ網ヲ結フモノアリ商估ニ船ヲ買フモノアリテ遽ニ漁者ノ数ヲ増シ季節ニ構ハラス器具ヲ扱ハス濫漁暴獲只利ノ一点ニ向テ海中ヲ攪擾セシヨリ魚族遠海ニ逃レ去リ旧来ノ漁家ハ一時非常ノ困難ヲ来シ遂ニ捕ヘサル是レ損タルノ妄想ヲ起シ網ノ目ヲ小ニシテ海底ヲ浚索シ魚兒稚介ニ関セス悉ク之ヲ捕ヘ遂ニ今日不漁ノ歎息ヲ発スルノ不幸ヲ被レリ」¹¹⁴⁾

明治14年の県下カツオ漁業は天草郡牛深村を中心とする付近2~3カ村でその状況は次表(V-1)のようである。

牛深村、崎津村は正保2年に定浦となり、大江村は明治初年には定浦24ヶ浦に含まれているが、魚貫村は入っていない。その魚貫村は、明治8年の解散令によって「漁民大ニ便益ヲ得

表V-1 明治14年天草郡のカツオ漁業

村名	漁船数(隻)	カツオ漁期	カツオ船1隻乗組員数	カツオ漁獲高及びカツオ節製造高
大江村	193	カツオ 5~10月	35	カツオ 6万斤(13,200円)
崎津村	82	{ " 5~10月 羽ガツオ 10~1月	30	カツオ節 5万斤(11,000円)
魚貫村	20	随時		カツオ 1,000斤(105円)
牛深村	319	{ カツオ 5~10月 羽ガツオ 10~12月	15~20	カツオ 46,302斤(11,112円) カツオ節 34,750斤(8,340円)

(注) 『熊本県水産誌』(明治15年)

(注) 漁船数はカツオ釣り漁船に限らない。

タ」のであるが、牛深村では漁場専有特権が廃止されて「頓ニ漁業退歩ノ状ヲ醸」し、崎津村では「自ら漁夫ノ権力ヲ強奪セシヨリ或ハ他方ニ出稼シ、或ハ業ヲ転ズル等夥多ナリ」と大きな打撃を蒙ったが「十三年ニ至リ旧慣ニ復スルヲ以テヤヤ盛大ノ景況」をとりもどしたのである¹¹⁵⁾。

幕末期すでに漁船を改良し沖合化をすすめていた牛深のカツオ漁業は明治6～7年になるとそこでも漁獲減少し、一層の沖合化を迫られた。その過程で、カツオ漁業を創始した緒方家は明治17年近海のカツオ漁業の不振を打開するための五島出漁を敢行するが、途中漁船が転覆し、漁夫の全員溺死という惨情の結果、19年に廃絶してしまう。他方、先駆的に漁船改良に着手し、成功をみた深川家はその後発展し、

「深川氏ハ天草郡中著名ノ漁家ニシテ鯉漁ヲ以テ專業ト為ス其今日ノ隆盛ヲ致セシ所以ヲ聞クニ祖父五三郎最モ漁事ニ熱心シ刻苦經營ノ余多少ノ資ヲ貯ヘ始メテ鯉釣船ヲ造リ又垂テ網罟数張ヲ製シ家業漸ク盛運ニ赴ケリ其子卯三郎ニ至リテハ資産大ニ増殖シ鯉船十一艘鯉船十七艘ト為シ一層其業務ヲ拡張セリ……其子勇次郎遺業ヲ継キ目今鯉船三艘鯉船七艘ヲ出シ専ラ業務ニ精励セリ勇次郎ニ至リ大ニ船数ヲ減シタレトモ使役人員ニ於テハ更ニ以前ニ異ナルコトナシト云フ」¹¹⁶⁾

漁夫200名以上を抱える大船元に成長するが同時に、漁夫の食料確保のため明治初年頃に干拓事業を行なったり、漁夫前貸金の返済不能小作料未納を理由に土地集積を行なって大地主となっていく。

明治20年代初頭の操業方法は、漁船は大小2種類あり、小は長さ3丈6尺2寸、肩巾1丈4～5寸で20人¹¹⁷⁾が乗込みカツオ漁況によってはマンビキを行なった。大型船は長さ3丈8尺7寸、肩巾1丈1尺2寸で30人が乗船したという。漁場沖合化と共に発達したものであろうか、明治23年の『熊本県漁業誌』には、帰帆したカツオ船は「先ツ活ケ樽ヨリ鯉魚ヲ活ケ籠ニ移」すとされ、湾内に10台近い活洲籠の図が載っている。また餌樽も「船ニ応シテ大小」あるものの高さ6尺、口径3尺5寸のものが描かれている。

漁場は明治24年頃は甌島近海であった

「かつをハ牛深崎津ノ漁者専ラ之ヲ釣獲ス其漁場ハ大島ノ沖合凡ソ六海里許ニアリ沖ノ曾根ト称ス……旧来漁期ニ至レハ夥多ノ釣船ココニ来集セシモ近年かつをノ群集漸ク減少シ為メニ得失相償ハサリシ然ルニ明治十八年ノ頃牛深村ノ漁者薩摩甌島近海ニ於テ一漁礁ヲ発見シタル爾来専ラ同所ニ至リ営業スルコトナレリ之ヲ新曾根ト称ス」¹¹⁸⁾

無論、大型船は前記の如く長崎・鹿児島県下に出漁していたであろう。カツオ漁撈方法は、

「而シテ群ニ遇ヘハ漁手皆船ノ一方ニ集マリ各自受持ノ場所ニ並ビ舷ニ傍テ釣竿ヲ採ル此時餌運ヒハ活ケ樽ヨリ鯉ヲ小桶ニ移シテ漁人ニ分配シ餌蒔ハ群ニ向ツ鯉ヲ撒ス又漁手ハ一方ニ小竹ノ頭ニ割竹ヲ箝メタル柄杓状ノモノヲ持チ時々海水ヲ攪揚ス方言之ヲ「キャグラ」ト称フ魚ヲシテ鯉魚ノ飛跳ニ誤認セシメ誘引スルノ用アルモノトス群多キカ又ハ餌料乏シキトキハ別ニ小竿ト唱ヘ海松ノ幹ヲ一寸許ニ切り釣根ニ箝メ鳥羽ヲ着ケ餌ニ模シタル鈎ヲ用ユ」¹¹⁹⁾

漁業経営資金について一般状況は（明治24年）

「漁業家資本ヲ要シ借入ヲ為サントスルトキハ魚仲買又ハ製造者若クハ土地ノ資本家ニヨリ又其返済方法ハ仲買製造家ニ在リテハ漁獲物ヲ以テシ土地ノ資本家ニ在リテハ現金ヲ以テ償却ス

ルヲ例トス期限ハ大抵一漁季間ヲ通例トスレトモ或ハ十五日乃至二ヶ月位モアリ又其利子ハ高クモ月五分ニシテ大概ハ月二分五厘已下ナリ但漁獲物ヲ以テ返済スルモノニハ間々無利子ノモノアリ」¹²⁰⁾

同じくカツオ漁業については、

「鯉釣ニハ一種仕入水夫ト称スルモノアリ漁季ニ至レハ漁船一組ノ雇料雑費トシテ一漁期凡式百式拾円ヲ貸与シ之ヲ弁償シ終ルマテハ其漁獲物ヲ悉ク漁業家ニ納レ其余ヲ配分ス若シ其年不漁ニシテ弁償シ終ラサルトキハ之ヲ翌年ニ延期シ翌年ノ仕入ト同時ニ弁償セシムルヲ慣例ト」¹²¹⁾している。

カツオ漁業では問屋下請制経営が「仕入水夫」という名称で存在している点、注目される。漁夫前貸について、『熊本県漁業誌』には漁夫の「最初親方ニ従フニ当リ多キハ百円少ナキモ式三拾円ノ金ヲ借受ケ田地ヲ求メ或ハ漁具ヲ製シテ出漁中家族ノ生計ニ供フ之ヲ前金ト唱フレトモ其実親方ノ棄金ナリ親方ハ此金ヲ以テ長ク縁故ヲ繋キ使役ニ便ニス是鯉船ニ株アル所以ナリ此金ヲ償却セサル間ハ子々孫々相継テ親方ニ隷属スルヲ常トス同氏ノ如キハ壮丁二百人以上ヲ有ス実ニ盛ナリト云フヘシ」¹²²⁾

漁夫への配分を深川家の場合でみれば、

「此等ノ漁夫ヲ雇役スルニハ労働ノ強弱漁事ノ巧拙ニヨリ総テ一漁季ヲ以テ予メ給金ヲ定メ五円以上式拾円以下トス」¹²³⁾

漁夫への配分は固定給であるかの如くであるが、なお、漁夫前貸金が賃金の代りをなし、労働力を緊縛している点を重視すべきで、近代的賃金とは言えない性格のものであった。

漁獲物の製造・販売について

「鯛、鰯、鯉其他ノ魚類ハ幾分カ直ニ小売人ニ売却スルコトアルモ多クハ仲買人ニ売却スルヲ例トセリ仲買人ハ製造ト生売トノ得失ヲ分別シ其製造セントスルモノハ直ニ之ニ着手シ……而シテ製造人仲買人ヨリ漁獲者ヘ代価ヲ支払ハ毎月二回即チ旧曆ニヨリ十四日廿九日ノ両日トシ……」¹²⁴⁾

一隻船主は漁獲分離され、漁獲物は仕込主たる問屋・仲買人の手にゆだねられ、彼らの判断であるいは鮮魚としてあるいは節加工用に供される。

深川家ではカツオ節製造も兼営していたようで、

「又外ニ納屋持ト称ヘ製造場一切ノ事ヲ担当スル雇夫ヲ置ク漁獲ノ有無ニ拘ハラズ漁季中ハ昼夜納屋ニ在テ常ニ用意ヲ整ヘ漁船ノ帰港ヲ待ツ一製造所ニ凡ソ三十五人内外トス此手当ハ特ニ之ヲ定メス鯉魚ノ頭及腹骨等ヲ与ヘテ給金ニ充ツ」¹²⁵⁾

カツオ節製造は、

「納屋ハ海岸ノ丘上ニ遠見ヲ置キ漁船ノ帰帆スルヲ見レハ馳セ下リテ之ヲ親方ニ報シ製造ノ用意ヲナス而シテ船ノ海岸ニ達スルヤ……魚ヲ海岸ニ推積ス是ヨリ納屋持ハ直ニ節製造ニ着手シ水夫ハ漁具ヲ収メ船ヲ洗滌シテ各々家ニ帰ル……長崎県五島平戸等ヘ客漁スルモノハ多ク一季中帰航セス漁先ニテ節ニ製シ之ヲ送ル深川ノ如キハ各所ニ納屋ヲ有シ容易ニ帰ル事ナシ」¹²⁶⁾

薩南海域に出漁する場合は漁獲物は持ち帰って自家製造であるが、長崎県下出漁の場合は、出漁先での自分の納屋で加工したとされる。納屋持（製造人）への賃金はなく、「鯉魚ノ頭及腹骨等ヲ与ヘテ給金ニ充ツ」状態は漁夫への配分、餌料網従事者への分配と同じく近代的賃金

の名に値しない。

製造方法は、

「乾脯ノ製造ハ分業シテ各受持アリ魚ヲ運フモノ頭ヲ刎ルモノ肉ヲ剖クモノ洗フモノ焚クモノ其業ノ熟練ニシテ迅速ナル実ニ驚クニ堪ヘタリ納屋一棟ニ竈ニツツヲ築キ火口ハ深く地ヲ深リ經三尺二寸深サ四尺五寸ノ大釜ヲ据ユ釜上ニ棚ヲ架シ之ニ丸竹ヲ敷キタル蒸籠ヲ載セ竈ノ火力ヲ借リテ節ヲ燻蒸シ絶ヘス新旧交換ス 一尾ヲ四割シテ四本ト為シ煮籠一枚ニ三十本ヲ並ベ一釜ニ煮籠八枚ヲ容ル故ニ一回節二百四十本ヲ煮上ケルノ割合ナリ 釜ヲ焚クニ火焰上昇シテ蒸籠ニ達スレハ其節ニ膨レヲ発シ又沸騰甚シ丁レハ煮節ニ胝裂ヲ生ス其宜ヲ得ルヲ最モ緊要トス 時間ニシテ凡四十五分位煮籠ノ儘取出シ空気が流通宜シキ場所ヲ撰ミ丸木ヲ敷キ其上ニ籠ヲ斜ニ並ヘ節ノ全ク冷却シタルトキハ腹部ノ骨ヲ抜き又之ヲ蒸籠ニ入レ釜上ノ棚ニ上ス而シテ節ノ外部稍々乾燥スレハ尚ホ之ヲ天井ノ竹簀ニ並ヘ又燻スルニ昼夜ニシテ筵ニ移シ日乾シテ之ヲ空気が流通ノ場所ニ置キ四五日ヲ経テ尚一日曝乾シ如此スルコト三四回ニシテ之ヲ蔵ム 然レトモ貯蔵中最モ注意ヲ要セサレハ或ハ黴ヲ発シ腐蝕ヲ生スルコトアリ精製後ト雖トモ湿氣ヲ醸スルトキハ日光ニ晒シ又毎日一回ツツ函ヨリ取出シ手ヲ以テ摩擦スルヲ宜シトス 魚ノ頭骨ハ煮熱シテ之ヲ乾シ肥料ニ嚮ク腹ハ醗造シテ販売ス之ヲ塩干ト云フ又節ノ煮汁ハ煎シテ壺ニ収ム方言之ヲ「センジ」ト云フ」¹²⁷⁾

『熊本県漁業誌』には経節製造場に男子ばかり 11 名が従事している図が掲げられている。

3. 明治後期

明治も 30 年代に入ると、主に南方・薩南海域へと漁場は拡大していく。明治 34 年頃には、熊本県船はしばしば宇治草垣島周辺にまで出漁していた。宇治草垣島へは、

「甌島及川辺郡ヨリ出漁スル者少カラズト雖モ亦熊本県天草郡ヨリスルモノ多く、稀ニ肥前野母、五島ノ漁民此ニ至ルモノアリ……専ラ夏秋ノ雨季ヲ好漁期トス、特に此漁場ニ於テ便ナルハ各島嶼毎ニ餌魚ノ捕獲ニ容易ナルコト是ナリ」¹²⁸⁾

更に漁場開発の進展につれて、口三島、七島灘漁場が主漁場となっていく¹²⁹⁾。当時の漁期・漁場は、秋土用以前が長崎県五島沖、以降が七島灘とに分かれており、各々操業方式を異にしていた。

「漁場ノ区域ハ南鹿児島県下七島沖合ヨリ北長崎県下五島沖合ニ至ル、今ヲ去ル二十年以降七島沖ニ新曾根盲曾根ドング曾根等ノ漁礁発見以来頓ニ該方面ノ出漁隆盛ヲ来シ、殆ンド周年魚群ヲ認メザルコトナキニ至リタルモ航走帆程一昼夜半ノ上ニ出テ秋土用前ハ偏南風連吹スルガ為メ出漁ノ便ヲ有セズ、加フルニ漁場付近ノ沿海餌料ノ供給ニ乏シキガ故ニ已ムヲ得ズ、地沖或ハ五島ノ漁業ニ従事スル有様ナリ、五島海ハ往復百五六十里ヨリ二百里ニ出ヅルト雖モ、航海ノ便ヲ有シ且ツ沿海餌料ノ供給乏シカラザルヲ以テ多クハ納屋ヲ作り製造ノ設備ヲナシ漁期ヲ通シテ其地ノ漁業ニ従事スルヲ常トス」¹³⁰⁾

更なる漁場沖合化に伴って、餌料運搬のための餌樽が廃され、かわりに活間が設けられるようになった¹³¹⁾。餌料採捕とカツオ漁撈とが労働過程上分離し始めた。

「経漁業ニ対スル餌料漁獲ノ設備ハ目下之ヲ有スルモノナク専ラ地元付近ノ八田網地曳網等ニ之ガ供給ヲ仰ギ常ニ多量ヲ蓄養セリ、以前ニアリテハ漁業中餌料鱈ノ大群ヲ認ムルコト属々ナリシガ故ニ餌取網ヲ積載シ容易ニ一日分ノ餌料ヲ捕獲シ得タリシモ、近時ニ殆ンド之ヲ認

ムルコトナキヲ以テ積載出漁スルモノナキニ至レリ」¹³²⁾

両部門の分離過程は、餌料網の改良・漁夫への分配方式の転換を伴って進行した。カツオ餌料は、明治末までは梅雨以前が地曳網、以後が四艘張網で（梅雨時を過ぎるとイワシは沿岸に来遊しなくなるので）従事する半農半漁夫への配分はおかずとして現物給与されるにすぎなかったが、餌料の欠乏が著しくなった明治末には縫切八田網がカツオ船主によって導入され、分配も大仲歩合制（4割が漁夫）へと変化した¹³³⁾。

元来カツオ餌料漁場に恵まれていた天草地方でも漁場の沖合化＝漁船の大型化にともなって餌料需要が増し、しばしば鹿児島県出水郡東長嶋村から餌料の供給を受けていた¹³⁴⁾。

カツオ漁業に要する資金は、出漁先の製造業者、仲買人および地元の資産家の供給の依存している点——生産資本の前期的資本への従属——は続いているが、明治24年に比べ37年は金融機構の整備も進歩した結果か金利は幾分低下したようである（但し24、37年ともに金融は比較的緩慢であった）。

「熊本県天草郡鯉釣業者ハ出漁期節ニハ漁夫賃前貸前貸餌料買入食糧仕込トシテ一隻千二百円ノ準備金ヲ要スルヲ以テ肥前国平戸大島ノ節製造業者及仲買人並ニ大江高浜牛深等ノ資産家ニ交渉シ借入ヲナシ、個人ヨリ借入ル場合ハ漁船宅地田畑等ヲ担保トシ利子ハ一ヶ月百円ニ付一円五十銭ノ割合トス、節製造業者仲買人等ヨリ借入ル時ハ無担保ナレトモ相当ノ連帯保証人ヲ要シ漁獲物ハ其間ヤニ荷揚ゲ売込ノ約ヲ結ビ無利子ナリ、問ヤハ其漁獲物ヲ自己ニ評価購入シテ節製造ノ原料トス、価格一円ノ現物ハ八十銭ニ買入レ約二割ハ手数料トシテ自己ノ収入トナス」¹³⁵⁾

カツオ漁夫は地元漁夫がほとんどで、その雇用に際しては前貸金の手渡される。明治22年生まれの漁夫は前貸金について、

「川端は師走に貸方というてな、幾らか貸しよった。金を借りれば、払わん間は乗っとらんばンでな。行かねば直き屋敷共取ったりしよったでな。そうして取られた者の多かっでしようもン。そりゃ年寄り衆の話よったさな。農共が代になってから、そがンした話はなかばってン。」¹³⁶⁾ と述べている。漁夫の配分は、

「秋土用前三日ニ至ル迄ハ専ラ給金ニヨリ其以後ハ歩合法ニヨルモノナリ、給金ハ漁業着手前一人ニ付二十円乃至三十円ヲ前金トシテ交付シ以テ之ニ充テ其他漁業中ハ一日ニ付白米七合味噌醤油煙草等ヲ支給シ歩合ノ配当ハ総漁獲金高ヨリ雑費ヲ扣除シ残高三分ノ一ヲ営業主ノ所得トシ其他ヲ船員ニ分配ス、其土用前ニ給金ヲ支給スルハ此期間ニ於テ風向悪シク航海上ノ便ヲ欠キ魚群ノ多キ薩摩海ニ出漁スルコト能ハズ、専ラ地元近海ニ於テ漁業ニ従事スル故ニ其漁獲従ツテ少ナキノ事情アルガタメ漁夫ハ寧ロ給金賄ヲ望ミ土用以後漁獲ヲ増スノ時ニ当リ歩合ヲ欲スルニヨル」¹³⁷⁾ 漁夫が欲した結果というのは疑わしいが、地元近海で操業する秋土用以前は前貸金をもって「賃金」に充当し、薩南海域に出漁する秋土用以降は大仲歩合給であったという。

「配当は知れたもんじゃござせんか。そんときの銭で、二・三十円当れば、鬼の首取った如て言いよったでな」¹³⁸⁾

薩南海域出漁の時にはカンダラが横行した。

「そがンとのなかとにゃ暮されんじったってです」¹³⁹⁾

漁夫への前貸金は明治末までは高利貸付であり、漁夫の緊縛手段・債務奴隷化の手段として機能すると同時に、地元沖漁場での操業時の給金にふりかえられたし、また、分配方式における組み合わせ、低賃金とその対抗手段としてのカンダラの横行は、明治末までの餌料網従事者への分配、および次に述べるカツオ漁閑期や製造人の分配様式と密接に関連して、船元・網元・地主による共同体支配の構造を型つける。

カツオ漁閑期の漁夫は、一部自営零細漁業に従事する他は、カツオ船主の下でボラ漁を行っていた。

「……その鰯網は「シクロ組」と言うて、鰯船の船主仲間が支配しよったわけですたい。鰯獲りの乗子は給料もなからにゃ、雇い込みもなかったですもん。臨時で、間に合わせで、ただ漁に行くときばかり乗って行きよったですたい。…それで乗子はカンダラした丈が我物ですたい。」また「その鰯網の出る如たる周辺な、他の漁業は禁止してしまよったですたい。」¹⁴⁰⁾

カツオ節製造に関しては

「県下水産製品中第一位ヲ占ムルハ鰯節ニシテ専ラ天草外洋ノ漁村ニ於テ製造シ就中天草郡牛深町並ニ富津村ヲ盛ナリトス」として、明治32年のカツオ節製造統計が掲げられている。

表IV-2 明治32年カツオ節製造の状況

製 造 地	戸 数	人 数	数 量	価 格
天草郡 牛深町	18	65	32,000貫	89,600円
〃 富津村	4	32	5,120	10,240
〃 大江村	6	24	1,000	2,500
計	28	131	38,120	102,340

(注) 『明治卅三年度熊本県水産試験場報告』82頁

カツオ節改良のため熊本県でも明治27年以降高知県からしばしば実業教師を招聘しているが、品質改良は遅々として進展していない。例えば明治32年の水産博覧会審査報告では、

「此回ノ出品ハ煮熟乾燥ノ不充分ナルニ製造後手入レニ怠タリタルカ為メ節ノ全面ニ粉虫ヲ生シ大ニ品位ヲ落セリ又タ土佐製ニ倣フタル節アルモ天草、牛深地方ノ節ハ薩摩節ノ風格ヲ備ヘタルモノ販路ハ広シ該地川端屋某ノ製品ハ従来天草節トシテ品位極メテ佳ナレハ遠ク土佐ニ倣ハンヨリ寧ロ標準ヲ近キニ採ルノ却テ利益アリ」¹⁴¹⁾

評価は決して芳しいものではない。次に土佐式と従来天草節との製法の違いをみる。土佐式では頭部の切断は頭部に接したる肉をできるだけ節となるようにして行なうが、天草ではぶつ切りなので歩止りが悪い上に形状を損うことが多い。身卸しも土佐式がまず切れ目を入れてから行なうのに対し、天草では切れ目を入れないのでここでも歩止りが悪くなる。さらに天草法は横腹の骨付きに庖丁を入れて截断するので比較的雌節が大きくなる。籠立ては土佐式では目籠に茅と裏白を敷き煮沸の際の肉の損傷をさけるが、天草では直接目籠に並列する。煮沸は両者に差はないが、骨抜き段階になると、土佐式が冷水で煮肉を丁寧に洗ってから抜毛器をもって大小の骨を抜くの、天草では洗滌をせず、骨抜きも粗略であった。さらに土佐で行なう修繕を天草では行なわないので形状は至って悪い。乾燥法は同じだが、削りでは土佐ではツキ庖丁、引き庖丁、削庖丁の3種を使いわけが、天草では比較的大きな削り刃のみなので細部

に手が及ばず、また歩止りも悪くなる。

「以上両者製造ノ大体ヲ通観スルニ高知ハ総テ非常ニ丁寧ニ製造スルヲ以テ手間ニ於テ旧来ノ製法ヨリモ其生産入費ヲ増シ其代リニ歩止リト代価ノ点ニ於テ遥ニ天草法ニ優ルアリ」¹⁴²⁾

両者を(10貫目のカツオ節製造について)比較計算すると、1日に土佐式では天草地方と比べて仕上げ段階(削り)で2人、骨抜き修繕等で2人余計に手間を要する。一人一日50銭の労賃とすれば2円高くなる。しかし、価格で15%、歩止りで2%計17%高く、その分が4円76銭に相当するので差引き2円76銭土佐式が有利である。それにもかかわらず、土佐式製法の遅々として普及しなかった主な原因は何であろうか。

「従来ノ製造家ハ製造人ノ労銀補足トシテ生魚ヲ取扱フ者ニハ頭及背骨等ヲ給スルニヨリ只ニ切方ノ粗ナルノミナラズ少シニテモ骨ニ肉ノ付着多カラシコトヲ喜ビ又節削リニ使役セラレタルモノハ其削リ屑ヲ以テ労銀ノ代リトナスニヨリ是レ又丁寧ニ仕上げザルノミナラズ却テ厚ク削り上等ノ削屑ヲ生ゼシメンコトヲ希望スベシ」¹⁴³⁾

天草節は

「別ニ著ルシキ改良ノ蹟ヲ認メス旧法ヲ追ヒ自ラ信スルノ厚キニ居ルカ如キハ遺憾トスル所ナリ、近來各産地一般ニ改良ニ努メツツアルニ係ラス独リ熊本県ハ従来ノ製法ニ甘シ自カラ以テ高キニ居ルハ策ノ得タルモノニアラサルヘシ」¹⁴⁴⁾

4. 大正期

熊本県最初のカツオ漁船動力化は明治44年牛深町の深川(川端屋)卯次郎が建造した30トン・25馬力の蒸気機関船であったとしてよからう¹⁴⁵⁾。

「機械船は一番最初は蒸気機械じゃった、四分焚きのな。野間とか鹿児島が熊本より早かったっじゃな。大体、村が太かで、資本家が太かとの居りよったで。牛深は資本家て言うても川端一人やった。」

「そしたら、今度、蒸気機械が石油発動機になって来た訳ですたい。石油発動機になって、帆船が衰えてしまって。牛深じゃ、川端が七分焚きの蒸気機械を二艘作らったじゃ。西雄丸。二艘作った結果が良かもンじゃって、今度、三艘になすち、言うて、三艘目は蒸気機械じゃなしに、鹿児島の木炭焚きの着火になったっじゃもン。……それが鯉船までになり切らずにおって、とうとう、そこで潰れたわけです。鯉船にゃ一回もできずにおって。」¹⁴⁶⁾

漁船動力化以前30隻を数えた天草地方のカツオ船は、深川家等1~2の動力化を試みるものもあったが成功せず、大正期には終に消滅してしまう。その消滅は経営基盤の脆弱性に起因していたとされる。

「従来帆船ヲ以テ従漁シタリシ多数ノ本県当業者ハ各個資力ノ薄弱ナルニ因リ此ノ革命的進運ニ追従スル事能ハズ自然他県進取者ノ圧迫ヲ被リ空シク転々廃業ノ止ムナキニ立チ到」¹⁴⁷⁾ だが、更にその背景に、餌料採捕から節加工にいたる全行程を覆っている前期的性格が漁業の資本主義的發展を大きく阻害していたのである。その後、県水産試験場が事業再開を企図した釣獲試験を行なったのに刺激されて、昭和期にはようやく3隻が従漁した。

「爾來多少ノ消長アリシモ発動機関ヲ据付ケタル三十噸級ノ鯉漁船ノ建造ヲ見、現在ニ於テハ約三艘、春期ハ山川港、夏期ハ牛深港ヲ根拠地トシ七島ヨリ五島付近ノ漁業ニ従事セリ。」¹⁴⁸⁾

ついで、昭和4年現在では熊本県には9隻のカツオ船が再現しているが、1隻あたりの漁獲

表VI-3 昭和4年カツオ漁業の実勢

	隻数	一 隻 平 均		
		ト ン 数	漁獲高 (t)	漁獲高 (千円)
熊 本 県	9	11.6	7.9	2.6
宮 崎 県	62	14.2	19.0	7.0
全 国	999	33.3	61.2	15.1

(注) 高山伊太郎・吉田秀一「重要漁業現勢調査報告」『水産試験場報告第三号』(昭和8年)

水準は全国平均のそれと比較すれば極端に劣っていた。ちなみに宮崎県も相当零細規模であるが、熊本県よりは上位にある。漁期は4~10月までだが、盛漁期が9・10月の2カ月で唯一九州北西海区を主漁場としている点にも、その発展の限界が示されている。

カツオ漁業衰滅後、熊本県は餌料イワシの供給地に変貌していく。

「県下牛深町地方ハ餌料ニ適スル鯷ノ漁獲豊饒ニシテ又九州南西沿岸ニ於ケル最も有力ナル餌料鯷供給地タリ故ニ鯷漁期ニ入ルヤ南薩諸地方漁船ノ交々是ニ来集スルモノ数十隻ニ及ヒ其供給ヲ受クル餌料鯷八年々拾万円ヲ下ラズ」¹⁴⁹⁾ ほどであった。

餌料蓄養方法は幼稚、粗雑であって、盛夏における斃死率はかなり高いものであった。ヒシコイワシを巾着網で漁獲した後の蓄養方法は、

「本県ニ於ケル餌料鯷蓄養方法ハ従来長サー一丈二尺巾一丈高一丈ノ角型竹籠ヲ使用シ放養量一籠三石乃至四石ニシテ港湾内ノ海水ノ流通良好ナル所ヲ選ビ多数之ヲ浮設シ蓄養数日ノ後馴致ヲ待チ釣漁船ニ販売スルモノナレトモ来々狭隘ナル竹籠内ノ多量放養ナルガ故ニ蓄養中ノ斃死率著シク盛夏七八月ノ頃ニハ殊ニ甚シク若シ放養後十二三日以上ニ達スルモノニ至リテハ鯷ハ疲弊衰瘠終ニ餌料トシテ用ヲナサザルニ至ルノ状態ナリ」¹⁵⁰⁾

餌料イワシの蓄養は従来より竹生簀で行なわれていたが、大正5年に始めて水産試験場は張り切り網および網生簀による蓄養を、大正13年には金網生簀の試験をいづれも牛深町地先築島で行なっている。従来業者の使用していた竹生簀の大きさは、大正6年では長さ12尺、巾・深さともに6尺で放養量は2.5~3石であるのに大正13年では長さ12尺、巾・深さ1丈(価格30~40円)と幾分大きくなっている。

さて、張り切り網は明治末に静岡県田方郡内浦地方で行なわれたのに倣ったものだが、破網による放養イワシの逸散、放養量が大きすぎるとして業者は躊躇したが、軽便で安全な網生簀は幾分普及したようである。金網製のものは海水の交換良好で放養尾数が増え、斃死率も低下し、かつ経済的にも有利と判定されたものの、普及したか否かは定かでない¹⁵¹⁾。

注

- 1) この後、伊豆川氏は「土佐鯷釣漁業及鯷節製造業の史的概観」,「東太平洋沿岸における鯷節製造技術の伝播」を發表され、また近年、植田穂氏が『改良土佐節の研究——その由来に関する新見解——』を著わされたが、いづれも九州地方のカツオ節製造についてはふれるところがない。換言すれば、餌料採捕——カツオ漁撈——カツオ節製造——カツオ節流通という価値形成とその実現過程を一貫して、しかも全国的な視野からまとめたものは未だ与えられていないといってよい。

- 2) 農商務省水産局『第二回水産博覧会審査報告第二巻第一冊』(明治32年)315頁。
- 3) 青野寿郎氏は船籍地—漁村, 根拠地—漁港ととらえ, 遠洋カツオ漁業根拠地成立の諸要因として, 海岸線の性質(岩石海岸と砂浜海岸, 錨地としての適否)・漁場, 餌場との関係位置・漁港施設・対抗産業・漁業資本・漁撈技術者とをあげて検討を加え甚だ興味深い結果を導き出している(『漁村水産地理学研究 第2集』昭和28年, 172~246頁)。今ここで, その内容について吟味する余裕はないが, 氏が船籍地と根拠地との分離過程を漁船動力化をもって画期としているかの如きは(同上115頁『同第1集』242頁), 明治期のカツオ漁業を一括して取扱ったため, その始点を無動力沖合化の時点に置く私見とは異なる。
- 4) 下啓助「鯉漁業の改良」『大日本水産会報 No. 255』(明治36年11月)1頁。
- 5) 福岡県では「古来筑前海ニハ餌料用小鯷豊富ナルニ本県ニハ未タ鯉漁業ニ従事スルモノナキ」状況を打開すべく, 大正2年県水産試験場がカツオ漁業試験を行なっている。
カツオ漁業の条件は
「県下筑前沿海ヨリ対州ニ至ル沖合ニ於テハ, 盛夏ヨリ初秋ノ候往々真鯉ノ小群並ニ羽鯉ノ大群来游スルコトアリ, 又本県ヨリ程遠カラサル長崎県五島近海ニハ広大ナル鯉ノ好漁場アリ」ということで有望視されたが, 着業する者は現われなかった。『水産試験成績総覧』(昭和6年)1,049頁。
- 6) 『第二回水産博覧会報告第二巻第一冊』316頁。
- 7) 田中喜介編『大分県水産誌』(大正4年)10頁。
- 8) 農商務省水産局『水産調査予察報告第一巻第四冊』(明治24年)18, 35頁。
- 9) 大分県内務部編『大分県漁村調査書二・三』(大正8年)は北海部郡では8~9月にカツオ刺網, カツオ張揚網, カツオ船曳網による漁獲が相当あるとしている。
- 10) 『大分県水産誌』32頁。なお, カツオ網取漁法については宮崎県が明治36年から39年にかけてカツオ流網を, 大正13年から昭和1年にかけて宮城県に成功に刺激されてカツオ巾着網の試験を行なっている。いずれも「天然の地形上餌料ノ乏シキ本県ノ鯉漁業ニ新生面ヲ与フルタメ」であったが, 失敗に終わっている。長崎県でも明治35年から38年にかけてカツオ・ブリ旋網試験を行なったがこれも定着しなかった。(『水産試験成績総覧』1,054, 1,059, 1,060頁参照)。
- 11) 拙稿「宮崎県におけるカツオ・マグロ漁業の発展構造」『鹿児島大学水産学部紀要 vol. 27, No. 1』(1978年)。
- 12) 県庁水産課所蔵資料
- 13) 同上
- 14) いずれも県立図書館所蔵資料。同内容のものは農林省水産局編『旧藩時代の漁業制度調査資料一』(昭和9年)325頁に掲載されている。
- 15) 図書館所蔵資料
- 16) 飢肥藩では「漁獲物ハ主トシテ節ニ製シ藩庁ニ納入シ藩ニ於テハ之ヲ特産物トシテ大阪市場ニ送りタルモノナリ」(『旧藩時代の漁業制度調査資料一』325頁, また大阪の靱海産物市場関係資料に日向産カツオ節の名が散見することからも裏付けられる)。
- 17) 県庁水産課所蔵資料。
- 18) 宮崎県立図書館所蔵資料, 明治21年。
- 19) 宮崎, 長崎, 熊本県におけるカツオ漁業の展開過程で他漁業種類との間で若干の紛争が表面化した。その性格をみると, 紛争は明治前期における漁業秩序の混乱期に多く, 明治後期—漁業が沖合化するにつれ漸減していく傾向がみられる。紛争類型は, (1) 明治前期, 餌料採捕漁場を求めて他村漁場への入漁によって生じる入漁船と地元漁民との紛争。漁場沖合化によって, 餌料採捕とカツオ漁撈とが分離ないしは沖合での餌料採捕となるに及んで紛争は鎮静化する。カツオ漁撈そのものは藩政時代から大型漁業であり, 入会自由な海域で採業されていたので, 入会紛争はほとんどみられない。(2) 明治前期, 新規漁業出現に伴うカツオ漁業との確執。しばしばその渦中にあったものに, 夜焚漁業, フカ延縄漁業, 捕鯨業がある。両者の因果関係, 即ち魚種の生態系理解の対立が根底に横たわる。
イ) 夜焚漁業との確執
「日向ノ沿海ノ国ニシテ漁業ヲ以テ生ヲ営ム者多ク夜火漁法モ又行ハレ往々之ヲ以テ漁獵ノ大体ニ損害ヲ来タスノ感覺アリ」(『宮崎県勸業会月報 十一号』(明治19年)34頁より)。
カツオ漁業の中心地油津のカツオ漁業の衰退の一因として, 夜焚漁業(漁業に進出した農民層によるところの)による妨害があげられている。
ロ) 捕鯨業との確執

「往時鯉漁盛なる時は未だ捕鯨事業あらざりし為め日向沖合には鯨多く鯉は多くの場合鯨に付随して廻遊するものにて漁船は鯉群を需めんとするにわ先遠方より鯨の吹上る潮煙を発見なし是れが行先きに向けて遭遇する様に舟を進めて近付き小鯛の撒餌を以て鯨より自船に鯉を誘引するものなり之を漁語にて「くじらこのかりつけ」と言ふ。」(柳田龍太郎『元伊形郷土誌 続稿』(昭和15年)16頁)。

それが「明治三十年頃より捕鯨業盛んとなり鯨の来游稀となり此種の漁業を見る事尠なきに至れり」(同上17頁)。

また、長崎県五島大浜村黄島は富江についてカツオ漁業の盛んな土地であったが、大正10年捕鯨船2隻がこの島を根拠地とするようになってから

「此捕鯨の為に鯉漁業が妨害されて度度ならず鯉群を逸したと言うので丁度其時大不漁で青息太息の富江の鯉漁業者連中は……村長を派遣して県に陳情したり黄島迄出掛けて捕鯨会社側に談判するとか中々騒ぎだった。」(兼本盛光「海の長崎(三)」『水産界第481号』(大正11年10月)39頁)。

ハ) フカ漁業との確執

宮崎郡折生迫の吉永米蔵が

「明治五年の頃より大鯉釣漁業を試みしに、相応の漁獲あるに仍り将来有望の漁業と認め、一層熱心に該業に従事し居りし処、大鯉を捕ふるは鯉漁業に大害ありと漁民等信認し居り」吉永に暴行妨害を加える。が、明治10年頃には

「反抗せし漁業者も、稍や本漁業の有利なるを認むるに至り」、「自然暴行の度を減ずるに至れり」(守拙生「日向紀行」『水産界第439号』(大正8年4月)35頁。同内容のものは『郷土誌青島』(昭和45年)243頁にも記されている)カツオとサメとの関係は

「鯉漁ハ餌床場(鯉団集シテ鯛ヲ団シテ喰ハントスルモノ)ニ至リテ多クハ其鯛ヲ小網ニテ採リ之レヲ餌ニシテ釣リ又ハ大漁ノトキハ角釣リヲナス等総テ餌床場ニアラサレハ大漁ヲナスヲ得ス」「其餌床場即チ鯉ノ中ニ鯉混交シ鯛ヲ喰ハノ事ヲ争ヒ其勢ヒニ乗シテ釣ニ掛ルモノニテ鯉交加ラサル餌床場ニテ釣得タル稀ナリ 又漁夫遥カニ餌床場ヲ見当リ漸クニシテ漕キ付ケ釣ラントスルニ先ニ鯉来リテ其餌床即チ鯛ヲ喰ヒテ終ニ釣得サル事アリ然ルニ餌床ニ鯉ノ交加アルトキハ鯉之レヲ喰フ事能ハス周囲ニ随従シ為メニ鯉勢ヒ付キ大漁ヲナス事過半アリ右ノ理由ニ拠レハ鯉ハ鯉漁ノ器械ト言フモ敢テ過言ニアラサルベシ然ルニ近年餌床場ニ鯉ノ混交スル事稀ナリ」(県立図書館所蔵資料)

フカ延縄がカツオ漁業の妨害となるのは、カツオとサメはイワシを競い食いつている時に釣獲されるが、そのサメを漁獲されたのではカツオ漁業は成り立たない。また、延縄にかかったフカが暴ればカツオ・イワシの群は驚散してしまうというにあった。長崎県ではカツオとサメとの関係についての認識は宮崎県と異なる。

「鯉の漁事に際し最も妨害を来すものは鯉釣を以て第一とす抑も鯉の逐ふ所のものは鯉魚にて鯉鯨の類も亦之を逐へり蓋し鯉は鯉魚を食はんか為めにして鯉は鯉を食はんか為めなり而して漁人此鯉を釣獲するときは鯉群散逸し或は深く海底に沈淪して釣漁を為す事能はず又鯉を逐ひ退くるときも同様の害ありと言ふ」「……此鯉釣より来す所の妨害一にして足らず為めに不漁の一原因となれり是を以て有志者等大に之を憂ひ此弊を矯正せんか為め同業者協議の上鯉漁に従事するもの鯉一尾を釣りたる時は罰金五十円を出さしめ釣具一切を没収するの規約を結はんとし其計画に尽力せり」(『長崎県西彼杵郡漁況』『大日本水産会報告 No. 56』(明治19年10月)42頁)サメの釣獲がカツオ漁業の妨害になる点ではいづれも一致していた。

- 20) 平部嶺南著『日向地誌』(復刻版, 昭和51年)
- 21) 『水産調査予察報告第一巻第三冊』(明治23年)134頁。
- 22) 餌料網としての棒受網の採用・普及過程と四艘張網との斗争については拙稿「宮崎県におけるイワシ漁業の展開」『西日本漁業経済論集20巻』(昭和55年)を参照のこと。
- 23) 『水産事項特別調査 上』530頁。
- 24) 同上 556頁。
- 25) 同上 413, 556頁。
- 26) 県庁水産課資料
- 27) 『水産事項特別調査 上』555頁。
- 28) 同上 413頁。
- 29) 同上 436頁。
- 30) 県立図書館所蔵資料 明治25年6月。
- 31) 明治36年に設立された県水産試験場所属の「啓洋丸」の構造をみれば「全長四十一尺五寸巾八尺五

- 寸深三尺二寸の在来漁船一艘ヲ新造シ全部水密甲板張りトナシ沖合ニテ怒シニ際シ容易ニ波浪ノ侵入セザル様注意シ加フルニ帆装ヲ西洋型ニ改善シ従来ノ横帆ニ比シ逆航ニ便ナラシメ裏帆ノ危険ヲ醸スコトナカラシム」とした。
- 『宮崎県水産試験場創立十年記念号』(大正1年) 15頁。
- 32) 県立図書館所蔵資料
 - 33) 同上
 - 34) 『水産事項特別調査 上』29頁。
 - 35) 守拙生「日向紀行」『水産界第439号』(大正8年4月) 37頁。
 - 36) 県立図書館所蔵資料
 - 37) 守拙生「日向紀行」37頁。
 - 38) 県立図書館所蔵文書
 - 39) 県立図書館所蔵資料
 - 40) 『鹿児島県大島郡鯉漁業一斑』(発行年不明) 9~10頁。
 - 41) 明治37年4月23日 宮崎新報
 - 42) 県立図書館所蔵 明治37年「水産経済調査」
 - 43) 「出稼漁業ノ如キ準備ニ際シ若シ資金ヲ他ヨリ借入ントスル場合ハ 連帯責任ノ保証又ハ 相当ノ動産等ヲ以テ担保トシ一漁期間ヲ期間トシテ利率ハ月式歩以上ノ 高利ヲ 普通トス」県立図書館所蔵 明治37年「水産経済調査」
 - 44) 明治37年4月23日 宮崎新報
 - 45) 以上 県立図書館所蔵「水産経済調査」
 - 46) 『第二回水産博覧会審査報告第二巻第一冊』315頁。
 - 47) 明治42年の第二回鯉節博覧会には宮崎県からは南那珂郡から4点出品しているが、「中一点は薩摩節に倣へるものあり其意志のある所を知るに苦しむ」(「第二回鯉節品評会開催」『大日本水産会報第328号』(明治43年1月) 62頁)として薩摩式も残っていたようだが、あくまで主流は土佐式であって、「… 宮崎、鹿児島、熊本、沖縄等の諸県は薩摩系統に属す」(大竹健吉著『鯉節の製造』(明治44年) 4頁)というのは誤りであろう。
 - 48) 『第二回水産博覧会審査報告第二巻第一冊』346頁。
 - 49) 『水産試験成績総覧』163頁。
 - 50) 『宮崎県水産試験場創立十年記念号』50頁。
 - 51) 同上 51頁。
 - 52) 白川繁満・重藤政孝『カツオ竿釣漁業調査報告』(昭和48年)では「本県カツオ漁業の動力船の始まりは明治41年門川町尾末に建造された船が最初…」(1頁)としているが、これが浮島丸であるのかどうかは不明である。同一でしかも41年建造というのが正確ならばいずれにせよ九州で最初の動力カツオ漁船が宮崎県で誕生したことは意義深い。
 - 53) 守拙生「日向紀行」参照
 - 54) 県立図書館所蔵資料
 - 55) 伊豆川浅吉著『日本鯉漁業史 上』111頁。
 - 56) 近藤康男編『日本漁業の経済構造』(昭和28年) 201~205頁。
 - 57) M・T生「薩摩節及日向節の製造に就きて(続・完)」『水産界第416号』(大正6年5月) 35頁。
 - 58) 大竹健吉著『鯉節の製造』250~251頁。
 - 59) 水産試験場『水産試験成績総覧』163頁。
 - 60) 同上 163頁。
 - 61) M・T生「薩摩節及日向節の製造に就きて(続・完)」35~37頁。
 - 62) 羽原又吉著『日本漁業経済史 上』(1952年)、正平2年のものは「… あしろの事… かつをはしほときのとをりあいの物にて候問うけのさし次第なり」(81頁)とあり、羽原氏は網漁ではなく釣漁であろうとしている。永和3年の「かつをあみ」(94頁)を山口和雄氏は建切網ではないかと推測している(『日本漁業史』121頁)。筆者は前者も建切網ではないかと思うが、いずれにせよ古くからカツオ漁業が営まれていたことは事実である。
 - 63) 「長崎県西彼杵郡漁況」
 - 64) 同上 45頁。
 - 65) 同上 45~46頁。

- 66) 「長崎県南松浦郡漁況」『大日本水産会報告 No. 58』(明治19年12月)42頁.
- 67) 長崎県編『漁業誌 全』(明治29年)143頁.
- 68) 同上 146頁.
- 69) 『水産事項特別調査 上』518~519頁.
- 70) 『水産調査予察報告 第一卷五冊』(明治24年)49頁.
- 71) 同上 60, 63頁.
国民経済の発展によるカツオ漁業への影響は次のような形でもあらわれる。
「仲夏に至れば瀬鯉と称し暗礁に棲息するものあり時々浮沈して其所を換へず従前五島玉の浦大瀬崎の暗礁に棲息するもの頗ふる多く絶て不漁の年あらざりしか年近大に其数を減し稍や不漁を来たせり 漁夫の言に抛れば該地に赤色回転の灯台を設置せられし以来其光線海面に映し鯉魚の懼るる所となれりと云へり」『長崎県西彼杵郡漁況』41頁。
下五島近海でのカツオ漁撈については、農商務省農務局編『水産博覧会第一区第二類出品審査報告』(明治17年)82~84頁を参照のこと。当時は未だ餌桶が使用されていた点が注目される。
- 72) 『水産調査予察報告 第一卷五冊』88頁.
- 73) 同上 130頁.
- 74) 「長崎県西彼杵郡漁況」40~41頁. なお、ここで永良部島とあるのは口ノ永良部島であろう。
- 75) 同上 42頁.
- 76) 「長崎県南松浦郡漁況」43頁.
- 77) 「長崎県西彼杵郡漁況」44頁.
- 78) 「長崎県南松浦郡漁況」43頁.
- 79) 『第二回水産博覧会審査報告 第二卷第一冊』316~317頁.
- 80) 同上 346頁.
- 81) 『水産事項特別調査 上巻』420頁.
- 82) 『日本鯉漁業史 上巻』102~103頁.
- 83) 『長崎県紀要』(明治40年)109頁.
- 84) 宮崎県立図書館所蔵資料によると、宮崎県は県下漁民が長崎県に出漁し擬餌鉤を使用したところ、長崎県・熊本県・熊本県の漁民から妨害を加えられたことに対し「両県へ将来スノ如キ不都合無之様諭達方及依頼置候」している。妨害した理由は、
「県下鯉漁夫ハ洋中ノ磯根ニ着キタルモノヲ釣獲スルノ習慣ニシテ擬餌ノ使用如何ハ魚群ノ滞留ニ影響シ延テ漁獲ノ豊凶ニ大関係アルヲ以テ擬餌使用禁止ノ疾クニ当業者ノ輿論トナレル実況…」から出たものであった。だが瀬付カツオの場合とはともかく、沖合漁場では餌料イワシの節約のためこの擬餌釣りはそれなりに普及をみたものであろう。
- 85) 『長崎県紀要』109頁.
- 86) 同上 110頁.
- 87) 県立図書館所蔵「水産経済調査」
- 88) 同上
- 89) 同上
- 90) 同上
- 91) 同上
- 92) 同上
- 93) 同上
- 94) 宮崎県立図書館所蔵「水産経済調査」
- 95) 県立図書館所蔵「水産経済調査」
- 96) 既にふれるところがあった宮崎県東臼杵郡門川漁業組合では
「本組合ニ於ケル出稼漁業ハ主トシテ鯉漁業ナルヲ以テ其出稼地ハ春季ハ台湾鹿児島地方秋期ハ五島地方ヲ根拠トシテ之ニ従事スルモノトス」(宮崎県立図書館所蔵資料) ことから裏付けられる。熊本県については次章に述べるが事情は同じ。
- 97) 農商務大臣官房博覧会課編『府県連合水産共進会審査復命書』(明治41年)233~234頁.
- 98) 『明治四十三年度 長崎県水産試験場事業報告』76頁.
- 99) 同上 78~83頁.
- 100) 『明治四十二年度長崎県水産試験場事業報告』19頁.

- 101) H・T生「長崎紀行」『大日本水産会報第356号』(明治45年5月)55頁。
 102) 『明治四十二年度長崎県水産試験場事業報告』19頁。
 103) 奈留島教育委員会『郷土奈留』(昭和48年)253頁。
 104) 『明治四十二年度長崎県水産試験場業務報告』19頁。
 105) 『郷土奈留』257頁。
 106) 兼本盛光「海の長崎(四)」『水産界第483号』(大正11年12月)33~34頁。
 107) 定浦制については、中村正夫「肥後国天草島における漁村の成立と展開——舸子役を中心にして——」『九州大学九州文化史研究所紀要 No. 8, 9』参照のこと。牛深市高橋家文書「郡内高寄井浦其外電数人別惣寄控」(天保12年)には舸子浦が25町村、郡中総舸子数は301人とある。
 108) 農商務省水産局『遠洋漁業奨励事業報告』原本が入しえなかったので伊豆川浅吉著『日本鯉漁業史上巻』所収のものを利用。刊行は明治22年とされているが、42年の誤りかと思われる。隆盛を極めたと思われる天保年間には、牛深にカツオ船主が11人おり、その屋号は中島屋、岩崎屋、大和屋、東屋、福砂屋、鯉屋、田端屋、西浜屋、越後屋、木村屋、松尾屋であったという。当時は未だ川端屋はあらわれていない。尚、年号は不詳だが、「牛深にて鯉五月初ヨリ八月時分迄例年取候」という記録が残っている。(上田宜珍「天草嶋鏡」『天草郡史料 第一輯』227頁。
 109) 熊本県農商務課『熊本県漁業誌 第一編下』(明治23年)40頁。
 110) 久場五九郎編「天草漁民聞書」岡田達明編『近代民衆の記録 7 漁民』(昭和53年)56頁。
 111) 農商務省水産局『日本水産捕採誌』(大正元年)175頁。
 112) カツオは一本釣りのみでなく、「八角魚網」によっても漁獲されていたようで、その「八角魚網」の季節4月下旬から6月下旬の2カ月間は「柔魚鯖釣火入之儀」を禁止した。それは「全ク八角魚及鯉等ノ火光ヲ忌嫌シ地方ニ寄セサルヨリ」という理由で、藩が規制したのである(『旧藩時代の漁業制度調査資料一』328頁)。
 113) 原文は「肥後国天草島における漁村の成立と展開」に所載されている。
 114) 『熊本県漁業誌 第一編下』46~47頁。
 115) 『熊本県水産誌』(明治15年)、これも伊豆川浅吉著『日本鯉漁業史上』所収のもの。明治13年の旧慣に復するとは、9年の海面借地制廢止宣言で従来の雑税を府県税に引き直すとの布告が、熊本県では13年に実施されたことをさすものと思われる。
 116) 『熊本県漁業誌 第一編下』2~3頁。
 117) 『熊本県漁業誌 第一編下』には釣人16名、餌運びしている7名計23名が乗船しているカツオ船の図が載っている。
 118) 『水産調査予察報告 第一巻第四冊』(明治24年)11~12頁。
 119) 『熊本県漁業誌 第一編下』4頁。
 なお、「カイベラ」のことを九州では「キャグラ」伊勢地方では「スクヒノコ」「ミズカケ」と呼んでいる。擬餌釣は牛角または水牛角を材料とする場合が多いが、海松を用いるのは熊本県特有であったようである。農商務省水産局『日本水産捕採誌』(大正元年)160, 170頁。
 120) 『水産事項特別調査 上』530頁。
 121) 同上 555頁。
 122) 『熊本県漁業誌 第一編下』3頁。
 123) 同上 3頁。
 124) 『水産事項特別調査』43頁。
 125) 『熊本県漁業誌 第一編下』3頁。
 126) 同上 4~5頁。
 127) 同上 5頁。
 128) 鹿児島県内務部『鹿児島県水産調査報告』(明治36年)88~89頁。
 129) 明治19年口三島の東・西新曾根 24年七島灘の権曾根(釣込曾根ともいう)、29年ドンコ曾根、37年盲曾根が相次いで発見された。川崎沛堂『坊泊水産誌』(昭和11年)
 130) 『遠洋漁業奨励事業報告』
 131) 明治28年、深川卯三郎の子、勇次郎の弟にあたる卯次郎が最初に設備したといわれる。『熊本県史 近代編 vol. 2』416頁。
 「活間ハ二乃至四ニ分区シ巾八尺七寸長サ六尺深サ三尺六寸ニシテ吃水深サ一尺八寸乃至二尺アリ… 餌鯉七斗乃至八一九斗ヲ蓄養シ得ル……」『遠洋漁業奨励事業報告』

- 132) 『遠洋漁業奨励事業報告』
- 133) 「天草漁民間書」60～61頁参照、『熊本県史 近代編 vol. 3』には富岡町で八田網から巾着網への転換が明治末から大正期にかけてであるとしている(286頁)。
- 134) 明治41年東長嶋村には44張の地曳網があり、餌料に適するイワシはあらかじめ牛深より配布されていた活籠に移され牛深まで曳航されてそこで蓄養されていた。牛深では来航する南薩のカツオ漁船に蓄養餌料の大半を購入時の3倍の価格で販売していた。従来蓄養の困難なキビナゴからカタクチイワシへと餌料の転換を図っていた鹿児島県は、県水試設立の36年から餌料採捕、蓄養試験に乗りだした。この東長嶋村で蓄養が行なわれるのは42年のことで、地曳網業者43名が東長嶋村餌飼蓄養組合を組織して始まった。『明治四十一年度鹿児島県水産試験場事業報告』
- 135) 下啓助「水産銀行ニ関スル調査書」現物が入手しえなかったので『日本鯉漁業史上巻』所収のものを引用。
- 136) 「天草漁民間書」54頁。
- 137) 『遠洋漁業奨励事業報告』
- 138) 「天草漁民間書」53頁。
- 139) 同上 54頁。
- 140) 同上 58頁。
- 141) 『第二回水産博覧会審査報告第二卷第一冊』347頁。
- 142) 『明治卅三年度熊本県水産試験場報告』84頁。
- 143) 同上 84頁。
- 144) 『府県連合水産共進会審査復命書』234頁。
- 145) 『熊本県史近代編 vol. 2』416頁。
- 146) 「天草漁民間書」59頁。
- 147) 「大正十二年度熊本県水産試験場業務功程報告」5頁。
- 148) 『水産試験成績総覧』1049頁。
- 149) 『大正十二年度熊本県水産試験場業務功程報告』5頁。
- 150) 同上 5頁。
- 151) 『大正六年度熊本県水産試験場業務功程報告』、『大正十三年度熊本県水産試験場業務功程報告』の餌料イワシ蓄養試験より。